

都市問題パンフレット

No. 40

財團
法人
東京市
政調
査會

福田敬太郎・荒木 孟・安倍小次郎
草刈 孟・天明 郁夫・木村 靖二

生鮮食糧品出荷配給統制問題

目次

食糧政策に於ける生鮮食糧品問題	神戸商業大學教授	福田敬太郎	(一)
中央卸賣市場の機構改革について	元東京市産業局長 元上海恒産株式會社副社長	荒木孟	(三)
生鮮食糧品出荷配給統制への私観	日本水産株式會社取締役	安倍小次郎	(二)
魚飢饉と魚類配給機構の問題	大阪市物資調整部長 大阪市中心卸賣市場長	草刈孟	(五)
青果物の生産配給事情と諸問題	帝國農會配給統制部長	天明郁夫	(四)
青果の生産及び出荷統制	内外通信社編輯局主事	木村靖二	(六)

031771

食糧政策に於ける生鮮食料品問題

福田 敬太郎

一

支那事變の進行と共に我が國に於ける國民食糧問題は日を追ふて緊迫化し來たことは今更改めて言ふまでもない。事變前に於ける米穀問題又は生鮮食料品問題は主として農産物又は水産物の商品化に關する問題であつて、農業經營乃至漁業經營の觀點から解決せらるべきものが多かつたのであるが、現今に於ける米穀問題又は生鮮食料品問題は切實なる國民保健・生活安定に關する重大問題であつて、國家全體の見地から之を取扱ひ、戦時經濟政策の一環として之を解決せねばならなくなつてゐる。

我が國に於て國民食糧問題といへば人々は先づ米穀のことを頭に浮べる。誠に米が我が國民の主食糧として重要なことは自明である。然しながら國民榮養上生鮮食料品も亦極めて大切であることも何人も疑を容れない。我々は此處に簡単に、米を主食物とする我が國民生活に於て副食物としての生鮮食料品が如何に重要な役割を持つてゐるかを顧みたい。

凡そ人間は生活體として絶えずエネルギーを消耗するが、之を補充して生命を維持するために食物を攝取して、蛋白質、脂肪、糖質、ビタミン類、其の他の無機質の各種の榮養素を吸収する。即ち人體エネルギーの消費は大部分

糖質（主として澱粉）、一部分脂肪及び蛋白質から成るところの食物の攝取によつて補充せられる。實際に於て我が國民のエネルギー源の半以上を供給するものは米飯である。輕業者に在つては、一日に白米三、四合に相當する米飯を食し、それによつて三、四十瓦の蛋白質と千數百カロリーのエネルギー源を得ることが出来るから、残りの蛋白質及びエネルギー源必要量を副食物によつて補はねばならぬ。

白米は熱量に於て割合に豊富であり、其の蛋白質がアルギニン、ヒスチジン、リチンをも含んでゐて比較的優良であるけれども、蛋白質の分量が稍少い缺點を持つてゐる。健康なる日本人成年男子（體重五〇—五五キロ）は一日に約八十瓦の蛋白質を攝取すればよいと言はれてゐるが、米飯からは普通一日に三、四十瓦の蛋白質を得るに過ぎないから、如何しても副食物の方面から四、五十瓦を得なければならず、且つ其の總量の三分の一は動物性蛋白質を攝ることが勧められるのである。食物中に蛋白質が不足すれば生長が遅緩したり停止したり、又量が足りても質が悪くて生長に必要なリジン等のアミノ酸を缺くときにも同様に發育を害する。

此の意味に於て米を主食糧とする我が國民に對して生鮮食料品特に魚介類が不可欠になつてをる。魚肉の營養價の優秀なることは既に定評がある。特に安價にして良質の蛋白質を得ることは國民營養上極めて大切なことであるが、幸に我が國は市價の低廉にして營養價の高き海産性魚介類を相當豊富に供給し得る状態に在ることを感謝せねばならぬ。

更に副食物の多様性は人體に必要な各種の營養素を補給する所以であつて、一般に生鮮食料品が此の點からも重大なる役割を務めてゐることは言ふまでもない。特にビタミン補給上に於て然りである。一般に動物性脂肪を攝ることの少い日本人はビタミンAの缺乏に陥り、殊に夏に起り易いが、此れはバクター、新鮮なる青い野菜、鰻を食べることによつて補はれる。また米を常食とする日本人はビタミンBの缺乏之症に罹り易いことも周知の事實である。

が、豆類、野菜、鶏卵、動物臓器などの生鮮食料品が之を補充する。その他ビタミンCが野菜、果實類、特に柑橘類に多いことも有名である。

今日の如く米の不足の對策として消費規正が行はれ、節米が勵行せられてゐるときには、一般に代用食の重要性が増加するが、代用食の見地から考へても生鮮食料品は見逃すべからざる地位を持つてゐる。米飯の節約から生ずる蛋白質及び熱量の不足は必ず代用食又は副食物によつて補はねばならぬ。生鮮食料品の中で米の代用食として最も重きを爲すものは言ふまでもなく甘藷及び馬鈴薯である。甘藷は風味並に蛋白質の點から主食物に適しないけれども、一定の廣さの土地から收穫する農産物の中で最も多くの熱量を有するものであり、代用食として廣く用ひられて來た。甘藷、馬鈴薯以外の生鮮食料品でも副食物として米飯の不足を補ひ得ることは勿論であるが、特に最近提案せられてゐるフィッシュ・ミールは代用食の觀點から注目すべきものである。我が國に於ては鱈の漁獲高が多く、昭和十四年度に於て沿岸漁獲高約二億三千萬貫、沖合並に遠洋漁獲高約六千萬貫、合計して三億貫に近いものが獲れてゐるが、其の七割が非食用物に充てられ、僅かに三割が食用に充てられてゐるに過ぎない。もし之を加工して代用食又は進んで國民食とすることが出来るならば、確かに國民食糧問題の解決に寄與すること大なるものがあるであらう。其の他一般に生鮮食料品は冷凍、鹽藏、乾燥、燻製又は罐詰など適當なる加工を施して保存性食料品とする原料としても考察せらねばならぬ。

二

我が國に於ける最近の生鮮食料品問題は價格統制と配給統制との不調和から生じた。周知の如く生鮮食料品は昭和十四年九月十八日の價格停止令の除外品目となつたが、其れは明かに生鮮食料品に對する價格統制が本質的にも技術

的にも極めて困難なるためであつた。然るに昭和十四年秋に於ける生鮮食料品の價格騰貴は甚だしく、國民の消費生活の安定を期するためには到底放任すべからざる状態に立ち至つた。此處に於て遂に昭和十五年八月には青果物について、同年九月には生魚類について急遽公定價格制を實施することになつた。既に當初から此等の公定價格が決して完全なるものではなく、たゞ四圍の事情上價格統制を絶対に必要とするから、拙速の嫌ひはあるが一應此の程度のものを定め他日之を合理化すると言ふことが期待せられてゐた。

私は生鮮食料品の價格統制の困難性を十分認めると共に、價格統制を行ふときには必ず配給統制と歩調を揃へて進まねばならぬことを早くから力説してゐた。公定價格の際にも其の意見を強く表白し、農業生鮮食料品については出荷統制が比較的進歩してゐるが、水産生鮮食料品特に海産性鮮魚介類については全く出荷統制が缺けてゐるから、後者の價格統制を斷行するに先つて出荷統制の方策に手を着けねばならぬことを指摘したのである。不幸にして配給統制についての完全なる立案も出來上らずして價格統制のみ行はれたるがため其の後に於て忌はしき結果を生じたることは遺憾に堪へない次第である。

他方に於て公定價格そのものゝ定め方が十分合理的でなかつた爲に生鮮食料品の生産が阻礙せられたり、配給が不圓滑になつたりしたことも事實である。屢々引用せられる事例であるが、甘藷の如き生産地と消費地との間の運賃の考慮が不十分であるために、折角産地に品物があつても都會に出廻らず、偶々出廻つても肝腎の代用食として消費せられずして加工品として菓子製造方面に流れるものが多いと言ふが如き、また最近では残飯が無くなつて養豚飼料が缺乏したゝめ豚肉供給が絶對量に於て減少した結果でもあるが、同時に現在の公定價格にては生肉のまゝ小賣することには全く引合はず、カツレツの如き加工品として販賣して初めて利益があるので、料理屋が産地へ小賣價格にて買出しに行くやうなこともあると傳へられる。野菜類についても運賃が出ないとか、採集又は加工のための勞力が足りない

とかで、畑に生やしたまゝ百姓が誰にでも無償で提供してゐると言ふ事實がある。

右の種類の不合理性の中で最も顯著に人々の注意を惹いたものは海産性鮮魚介類が大消費地に對して出廻りか悪くなり、特に中央卸賣市場に對する入荷が激減したことである。斯くの如き配給の不圓滑を來した有力なる原因としては、時局の影響による漁船、漁業用資材、勞働力等の不足、運輸力の缺乏などと相並んで公定價格の不適正と言ふこととがあることは否定し得ない。即ち公定價格を謂はゆる一本建とし、生産高の季節的變動、出荷物の輸送關係などを無視したるため、漁獲物を生産地もしくは其の附近に於て多く消費せしめ、生産地から遠く隔り、從つて相當の運賃を要する大都市又は農山村方面に對する供給を極めて不十分ならしめる結果を招いた。また遠洋物と近海物との差異、或ひは活物と水物との區別を認めてゐないゆゑに、一般に上級品として待遇せらるゝ近海物の採算を不利にし、比較的下級品として遇せられて來た遠洋物の採算を有利ならしめ、延いては近海漁業に従事しつゝある多數の小漁業者達をして意氣沮喪の状態に陥らしむる如き結果を招いた。その他些細なる點に涉つて検討するならば、現行公定價格制は決して満足なる結果を擧げてゐるものでないことは益々明かになるであらう。

特に大都市の中央卸賣市場に對する入荷減少の重大原因として擧げられることは、現行公定價格制に於て卸賣公定價格の限界線を仲買人販賣値段に置いてゐる事實である。即ち現行公定價格が仲買人販賣値段に對して最終卸賣公定價格を設けたゝめに、中央市場の卸賣會社の販賣手数料の外に仲買人の口錢が生産者の負擔となることになつた。そこで生産者としては仲買人に對する口錢を支拂ふことを要しない小都市の卸賣市場に出荷する方が利益であるから自ら大都市の中央卸賣市場を敬遠するに至つたのである。此處に於て中央市場卸賣會社の販賣値段を以て卸賣公定價格の基準線とすべきであると言ふ意見が現はれることは當然であると信ずる。

思ふに大都市中央卸賣市場と小都市卸賣市場とを比較したる場合、卸賣會社又は問屋業者は生産者の販賣代行機關

であり、その販賣手数料は兩者を通じて大體一定の率を保ち均衡を得てをり、此れは當然生産者の負擔となるべきものである。然るに仲買人は理論上大都市に於ける多數の小賣業者の仕入代行機關として其の存在の理由を有するものであるから、仲買人の口銭は本來小賣業者を経て間接に消費者の負擔となるべきものである。之を現在の如く生産者の負擔となすところに無理がある。ゆえに仲買人の口銭を消費者の負擔として、大都市に於ける仲買人の口銭と小賣業者に口銭との合計と仲買人の存在せざる小都市に於ける小賣業者の口銭とがほぼ同率になるやうにすることが當然であると唱へられる譯である。

三

然しながら生鮮食料品特に海産性鮮魚類の配給不圓滑の責を悉く現行公定價格制の不備に歸せしむることは決して妥當なる議論ではない。私は現行公定價格制の不完全を認むるけれども、他方に於て從來當局の採り來つたところの出荷統制の不徹底が、結局に於て生鮮食料品の配給の混亂を激化したものであると考へる。もし公定價格制と相並んで生産・配給・消費の全部面に互つて統制が徹底的に行はれてゐたならば、たとひ公定價格制に多少の不備があつたとしても、其の缺點は優に補はれて、生鮮食料品の配給は戰時下に適はしき機構によつて整然且つ圓滑に行はれ來つたことであらう。

願れば生鮮食料品價格公定制度の實施に先立つて其の配給統制に關する對策の方針は、價格統制に關する要綱と共に、政府當局によつて度々發表せられた。然しながら實際上施行せられたところは必ずしも發表せられた方針通りには運ばれなかつたやうであり、同時にまた尠くとも配給機構の整備確立と言ふ重大目的を達する上に於ては、現實の諸對策は若干の用意を缺いてゐた憾みがあつた。その結果、例へば小賣業者又は大口消費者たる料理店業者などの産

地直接買付が横行するに至り、また謂はゆる全漁聯の直賣問題の如く將に政治化せんとする問題をすら惹起するに至つたほどである。

従つて生鮮食料品の配給を現時の如き混亂狀態から救済するためには、現行公定價格の適正化を圖することも固より必要であるけれども、他面に於て其の生産・配給・消費の全部面に對して徹底的に強力なる統制を實施することが今日の急務である。等しく生鮮食料品の中にも陸産性青果物類の生産並に出荷に關してはかなり以前から組織的な統制團體が結成せられ、整然たる秩序の下に相當の効果を擧げてゐる。即ち農會、産業組合、農事實行組合、各種の出荷組合等は各々其の職域を恪守すると共に、相互間の聯絡をも圓滿に保ち、極めて系統的なる體制の下に一路國策に協力邁進しつゝある様子である。

之に反して海産性鮮魚介類の生産統制及び出荷統制は著しく遅れてをり、觀念的にも實踐的にも舊態依然たるものがある。例へば水産會、漁業組合、出荷組合等の職分の差異の如きに關しても、漁業者又は産地仲買人などの間に明確なる意識が把持せられてゐるや否や甚だ疑はしい。更にまた其等の各種團體間に於ける聯絡なり指導系統なりは果して完整してをるや否やを疑はねばならぬ。私をして忌憚なく言はしむるならば、農業方面に比して漁業方面は生産統制並に出荷統制に於て著しく遅れてゐることが、特に海産性鮮魚介類の配給上に好ましからざる紛糾と混亂とを生ぜしむるに至つたのである。

此處に於てか政府も遂に意を決して去る四月一日、國家總動員法に基く生活必需物資統制令²⁾によつて鮮魚介配給統制規則³⁾を公布實施することとなつた。之によつて全國の主要水揚地及び主要消費地が農林大臣によつて指定せられ、指定水揚地に搬入せらるる鮮魚介類は其の地の指定集荷場内のみに搬入せらるべく、また指定消費地域に搬入せらるる鮮魚介類は當該指定消費地域内の指定市場を通じてのみ販賣せらるべきものとせられ、更にまた指定水揚地の指定

²⁾ 勅令第362號昭和16年3月31日公布、同日施行。

³⁾ 農林省令第14號¹⁾

¹⁾ 特に昭和15年3月8日の閣議決定による「生鮮食料品の配給及價格の統制に關する應急對策要綱」參照。

集荷場に搬入せられたる鮮魚介類の消費地向出荷について、もしくは指定消費地域に對する鮮魚介類の出荷について、農林大臣は産地方面に於ける漁業組合、出荷組合又は仲買人組合などの如き團體に對し、出荷に關し必要な計畫の設定を命じ、もしくは出荷に關し一般的に必要な事項を命じ得、地方長官も亦その所管地域に關する限り、右農林大臣の採るところの處置とほぼ同様な處置を採り得るものとされた。その外、鮮魚介類小賣業者、料理店、飲食店等が従來行ひ來つたところの謂はゆる産地買付は禁ぜられ、なほ農林大臣指定の鮮魚介類の内地以外への搬出も亦許可を要することとなつた。此の規則によつて海産性鮮魚介類の出荷統制が完全に行はれ、曩に制定實施せられたる青果物配給統制規則と相並んで、生鮮食料品の配給が一層計畫化せられ得ることになつたことは誠に慶賀すべきことである。

四

言ふまでもなく生鮮食料品の配給組織の整備は單に出荷統制のみによつて完了するものではない。此の意味に於て今回の鮮魚介類配給統制規則は僅かに指定消費地たる六大都市及び關門地方並に指定水揚地九十四箇所を對象としたる出荷の計畫化を企てたる部分的措置に過ぎないゆゑに、鮮魚介配給統制方策としても決して萬全の策でないことは明かである。此の度の規則によつて、例へば全漁聯の直賣問題の如きは一應解決せられ得るとしても、中央卸賣市場機構に關聯して蟠るところの諸問題、即ち仲買人整理問題、販賣手数料問題などを始めとして、年來の懸案たる生鮮食料品取扱業者の營業免許制問題の如きに至るまで、十分に徹底せる斷案が下されずして、幾多の未解決の部分が残されてしまつた。

中央卸賣市場の機構に於て今日先づ問題となるものは仲買人制度である。凡そ仲買人制度は中央卸賣市場法制定の

當時から問題の焦點であつたとも言へるけれども、最近公定價格制の實施に伴ひ、從來仲買人が持つてゐたところの二大職能の一たる評價職能が殆ど喪失するに至つて其の存在の理由について一層大なる疑問符が附けられるやうになつた。勿論現在に於ても公定價格以下に於ける賣買取引の行はるる限り彼等の評價職能が必要であり、また今後特別の評價機關が置かれて取引價格を決定するとしても、總ての品目種類について評價委員會が決定することは不可能であつて、少量のものについては依然として仲買人の評價行為が残るであらうけれども、其の重要性は實質上殆ど無視し得るほどである。斯くて仲買人はたゞ分荷職能の擔當者としてのみ存在し得る譯であるが、分荷職能のみである限りは之を獨立の企業者として而かも今日の如く多くの員數によつて行ふ必要は毫も認められない。

此處に於て仲買人制度を廢止することが提案せられる。然しながら今日の大都市に於ける生鮮食料品の分荷並に配荷の狀況を見るに、一舉にして仲買人制度を全廢することは匆卒の感がある。論者或ひは卸賣會社に集荷部と分荷部とを設けて、仲買人を卸賣會社に吸収すべきであると言ふけれども、卸賣會社分荷部に收容せられ得る仲買人の員數は極めて僅かであらう。しかのみならず多數の買出人たる小賣業者を未組織のままにて仲買人を廢止して、卸賣會社分荷部につき直接に買取らしむる場合には市場は大なる混亂に陥ることは明かである。従つて其處には必ずや再び小賣業者の間から仲買人の機能爲す者が現はれて來るに違ひない。それでは元の通りになつてしまふ。

其れゆゑに寧ろ現在の仲買人制度を合理化するに當つて、は取扱品目別に各卸賣場に專屬の若干の分荷業者を設置すると同時に、一面に於て現在の仲買人の一部の者は小賣商業組合又は小賣市場の專屬仕入代表者として働くやうにすべきである。さうするならば仲買人の職業を奪つて多數の者に轉業の憂目を蒙らせることがなくてすむであらう。勿論此の整理方法に於ても仲買人の側に若干の失業者が現はれ、また卸賣會社の方面に對しても、小賣業者の方面に對しても相當の影響があることと思ふけれども、現在のままの不合理を續けて行くよりは遙かに優れてゐる。

次に卸賣會社については販賣手数料の引下の如き問題があるが、私見によればこれは寧ろ末節の事項であつて、根本的には卸賣會社に對して此の際資本評價の合理化を要求する必要があると思ふ。中央市場卸賣會社は元來問屋老舗價値の現物出資によつて巨額の名目資本を持つてゐる株式會社であるが、時局は其の過大評價に對して再檢討を要求しつつあるのである。之に反對する議論として聞くことは、現在の卸賣會社株式の評價は既に公認せられたる既成事實であり、また會社の創立以後に於て株式が公開せられてゐるから、今更株式の再評價をすることによつて善意の第三者に不利益を齎す結果になると言ふのである。然しながら今や中央市場卸賣會社は次第に合併せられねばならない傾向に進んでゐるに際して、此の再評價の問題は好むと好まざるとに拘らず取上げられねばならぬであらう。

私は嘗て卸賣會社單數制度の必然性を力説し、今日はもはや其れが常識化してゐる。而して現在に於ては卸賣會社の絶對的單數制への拍車をかけると同時に、舊に一中央卸賣市場内に於ける單數化のみならず、數個の中央卸賣市場に亘つての資本的一元化の傾向が迫りつつあるやうに見える。特に鮮魚介類について沖合漁業乃至遠洋漁業が重要性を帯びるに従つて、受荷機關の全國的な統合が要請せられるに至ることは注目すべき事實である。

最後に出荷部面から小賣部面に至るまで一切の配給過程を通じて生鮮食料品の取扱業者の免許制度は、配給統制並に價格統制の實施上一日も速かに採用すべき事柄であると信ずる。私は此の問題に關して他の機會に於ても最近繰返して其の必要性を説いてゐるので、此處にそれを反覆することを避けるけれども、要するに生鮮食料品の配給に關係して中央卸賣市場關係の卸賣人及び仲買人は現に許可制の下に置かれてをり、買出人も亦指定制になつてゐるから十分に統制せられ得るけれども、謂はゆる場外の類似業者は自由營業であつて勝手に商賣をすることが出来るやうになつてゐるゆゑ、其れは不公平であるのみならず、類似業者によつて幾多の弊害が生ずるのであるから、之を矯正するために一般に免許制を施行すべきであると言ふのである。今日、青果物配給統制規則並に鮮魚介配給統制規則の運用

によつて類似業者の弊害は避け得られるやうになつたけれども、斯かる臨時立法の精神を永久化する必要があるものであつて、其のためには免許制度を實施せねばならぬと信ずる。

五

食糧政策の見地から生鮮食料品問題を取扱ふときには、單に配給部面の合理化のみならず、進んで生産の計畫化並に消費の規正をも企圖する必要があるに認められる。斯く考ふれば今次の鮮魚介配給統制規則の如きも鮮魚介の統制に對して打たれたる終止符ではなく、むしろ將來更に強化せらるべき根本方策の序曲に過ぎぬを覺悟せねばならぬ。

一般に國民食糧は増産の必要が痛感せられ、特に米麥を主とする食糧農産物については事變以來毎年増産計畫が樹立せられ、其の實行に着手し來つた。即ち農林省は戰時食糧省としての役割を勤め、主要食糧農産物の計畫生産に乘出し、各種の増産施設のための助成金、補助金等を支出せると共に肥料その他の農業用生産資材の割當配給を行ひ、相當巨額の増産目標に達せんと努力してゐる。然しながら生鮮食料品の部類に於ては代用食糧たる甘藷並に馬鈴薯がその増産計畫にはいつてゐる位であつて、他の農産生鮮食料品については肥料等の割當に於てむしろ不利益なる地位に在り、その増産は愚か生産量の維持すら困難なる事情がある様に思はれる。

勿論、昭和十五年三月、閣議決定を経たる生鮮食料品の配給及び價格の統制に關する應急對策要綱中にも、生鮮食料品の生産確保の施設を講ずると共に、生産確保のため必要な資材の配給を圓滑ならしめることが掲げられてゐるけれども、その具體的方策については未だ眞に有效なるものは發表せられてゐない。斯くて一般に生鮮食料品は事變以後に於て其の生産量の減少を示し、特に海産性鮮魚類に於て然りである。たゞ此處に注目すべき事實は生産數量に於ては減少したるに拘らず、生産價額に於ては却つて顯著なる増加を示しつつあつたことである。今之を農林省統計

の示すところによつて海産性鮮魚類について見ると次の如くである。

年 度	數量 (千貫)	價額 (千圓)	年 度	數量 (千貫)	價額 (千圓)	年 度	數量 (千貫)	價額 (千圓)
昭和十年	七三、六八一	二〇八、九三二	昭和十二年	七三、三三六	二三、七七一	昭和十四年	六四、四四九	四〇、四六三
昭和十一年	七六、四四五	二四七、三三七	昭和十三年	六五、七三三	二二〇、四八八			

思ふに生鮮食料品の生産は今日の事情の下に於ては著しき増産を期待することは困難である。むしろ出來得る限り生産量を維持し、配給を圓滑にし、消費を規正することを主眼とすべきであらう。生産量の維持については生産量の増加と同様に計畫性が必要となりつつある。生産に關係ある方面に於ては銳意努力してをることと信するけれども、私の如き素人眼にも水産物の生産計畫は將來一層合理的に樹立せらるべき餘地がある様に見える。

最後に生鮮食料品の消費規正は今後に残されたる一問題として注目すべきものである。主食糧の不足に伴ふ代用食糧の補給と副食物の合理化は現時の國民食糧經濟上の課題であるが、副食物の合理化に關聯して生鮮食料品の消費節約・消費指導が要請せられる。ドイツに於ては既に生鮮食料品の消費指導が進んでをり、その保存方法、調理方法等についての懇切なる指示が爲されてゐる。今日我が國では食料品一般についてなほ消費節約が不十分であると思ふが、特に生鮮食料品に關しては浪費に近い事實すら見受けられるは戰時下の國民食糧政策上大いに警戒せねばならぬ。

中央卸賣市場の機構改革について

荒 木 孟

(一) 生鮮食品配給の異狀

最近、生鮮食品の配給不圓滑、價格の騰貴、關係業者間の抗爭等より、延いて中央卸賣市場の機構改革論が擡頭し、その中には相當飛躍的な、新體制論も見える。抑も中央卸賣市場は、大都市に於ける生鮮食品の需給を圓滑にし、その價格の公正を期することを目的として、設立せらるるものであるが、需給の圓滑と價格の公正とは、互に相關聯するもので、價格が公正でなければ、需給の圓滑は期せられないし、需給が圓滑に行かなければ、公正なる價格が保たれない。之れは經濟の原則である。尤も經濟組織の根本が、徹底的社會主義、又は共產主義に變革せられ、一切の生産並に分配が、計畫經濟的命令に依りて規制せられ、財産私有權も、個人利益追求も、物價の觀念も、根柢より覆される場合は、別問題であるが、現下の統制經濟、又は計畫經濟は、決して此の如き飛躍的社會主義又は共產主義の實施ではないので、唯一定の國家目的の範圍に於て、經濟を統制し、計畫化するのみであり、經濟活動に關する個人の自由を、全然滅却せしむるものではない。中央卸賣市場の使命目的も、亦此の限に於て、何等根本的に變化せらるゝものではない。然るに、一昨年來生鮮食品の需給が著しく不圓滑となり、從て其の價格も亦急激に騰貴して、殆ど停

止する所を知らざるが如き情勢を呈した。之れが原因は、事變以來軍需工業の殷賑等に因りて、都市の人口が急激に増加し、生鮮食品の需要急増せるに對し、地方に於ける魚類青果の漁獲や生産は、却て減少し、而も都市住民の購買力は、悪性インフレの危険を包藏する程度に膨脹して居るのに因るのであつて、謂はゞ經濟上の原則の當然の結果であり、特に中央卸賣市場の機構の缺陷が、其の因を爲して居るとは認め難い。併し乍ら、此の當然の現象を當然のこととして捨て置くことの出来ないのが、戦時下經濟に於ける低物價政策の要求であつて、國家の強制に依り、生産の増加、出荷の奨励、消費の規制、價格の抑止等、生産と配給との兩面に互りて、適宜の對策が講じられなければならぬことは言ふ迄もない。而してその生産及消費の方面に關する對策は、暫らく別として、その價格抑止の對策に於ては、特に生鮮食品の特異性と、中央卸賣市場の使命目的とに鑑み、此際一層中央卸賣市場の機構を強化し、その機能を活用することに依つて、自ら正常の状態に落着せしむることを、主眼とすべきであつて、單純に一般物資に對する價格公定制を、そのまゝに適用して、不適正なる公定價格を設定し、又は輕々に中央卸賣市場の機構を變改して、之を弱化し、或はその機能を無視して、市場外の類似業を助長するが如きは、却て益々生鮮食品の需給を不圓滑にし、その價格の公正を失せしむるの結果を招くに過ぎない。勿論公定價格は、國家の強制命令であるから、一時的又は少くとも形式的に高物價を抑止するの効果はあるが、元來物價の抑制そのものは、物の供給を減縮するの作用を伴ふべきもので、何等その供給増加の原因とはなり得ないものであるから、一方に適切な増産、又は出荷増進の策を伴はなければ、價格抑制の結果は、益々供給の不足に拍車を加へ、彌が上に配給の不圓滑を來たすことは自明の理である。且又その公定價格が、生産地と消費地と一率であれば、生産物の消費地出荷を減少せしむることは當然であり、更に又その公定價格が中央卸賣市場の價格決定機能が無視し、市場外の機關に依り市場取引に依らずして一定せらるるに於ては、生産物の中央卸賣市場出荷の必要性は當然稀薄となり、寧ろ中央卸賣市場外の類似市場又は類似業者に出荷

して、手数料の輕減を計り、又は更に進んで自ら直接販賣して、全然他人に手数料を拂はざるが利益であるとの打算を爲すに至るも、亦免れ難き結果であらう。斯の如くして、中央卸賣市場の使命と機能が弱化せられ、その統制經濟的配給系統は混亂せしめられ、類似市場や、類似業者の復活的擡頭を招來し、闇取引や直取引に依りて、各自勝手の利益追求を計り、恰も舊時の自由主義經濟時代に於ける、市場の状態に髣髴せる無統制の狀況に墮せんとしつゝあるのが、業界の現状である。之は關係官廳並に業界一部の人々の意圖せる所とは、正に反對の現象であるであらうが、事實は甚だ皮肉に、現行の生鮮食品價格公定制の不適性を實證して居る様である。

(二) 中央卸賣市場機構の再認識

一犬噓を吠えて萬犬之を傳ふと云ふが、實際は一犬の吠えるのは實の事であるが、萬犬の之に和するのは、唯口眞似、物眞似で其の實なきことが多いものである。最近流行の新體制の如きも、日本の政治革新に就ての眞實の叫びであること勿論であるが、時流に乗つて徒らに新體制を呼號するものの中には、抑も何が新體制であるか、何が舊體制であるかの見境も付けず、唯現状打破を以て能事終はれりとするものも少くない。中央卸賣市場の機構についても、新體制張りの再組織論などが賑やかな様であるが、再組織を論する前に、先づ再認識を爲す方が寧ろ適切である。抑も生鮮食品配給機關としての現行中央卸賣市場は、數百年來の配給舊體制を革新せる一新體制である。元來生鮮食品の配給機構は、生鮮食品の特異性たる、腐敗し易きこと、貯藏移動の困難なること、品質形狀の一定せざることを、生産量及生産費の一定し難きこと等の爲に、一般商品の配給機構に於けるが如き近代資本主義や、自由主義經濟の洗禮を受くること少なく、殆ど數百年來の舊態そのまゝの機構を以て、最近に及んだものである。而して現在の中央卸賣市場は、之を一足飛びに今日謂ふ所の統制經濟主義、公益優先主義の線に沿うて、殆ど公企業に近き程度に改革した

る配給機構の新體制である。勿論社會主義的私益否認、命令企業、命令勞動、平等分配と云ふ様な角度から見れば別であるが、今日一般に謂ふ所の統制主義、公益優先主義の角度から見ると、現在の中央卸賣市場を以て舊體制と看做して、徒らに業界の新體制を叫ぶは、甚だ意味のないことである。

第一に中央卸賣市場の開設は、公共團體又は公益法人に限られる。且一區域一開設者である。之は舊來の私益追求の濫立市場を根本的に統制整理せるもので、市場開設については絶対に營利主義は認められず、自由競争も認められず、從て勿論資本主義の活躍舞臺とはなり得ない。

第二に市場卸賣人は、法の運用方針として多數卸賣人の自由競争を許さず、單一制又は單一制に近き少數制にして、其の業務上の手数料は、公の許可監督の下に一定率に限定せられ、其の業務は委託販賣を原則とし、自己の計算に依る買付、買占を許さない。之亦舊來の市場の惡弊を根絶するに足るものであつて、そこに資本主義や自由主義經濟の自由なる利益追求は許されなく。

第三に、仲買人は多數獨立の營業者として、卸賣人と小賣人との中間に立ち、自由競争に依りて買取り、自由競争に依りて販賣する自由なる商人であるが、其の買取りの方法は、公開の糶を原則とし、其の人数並に店舗は、市場内に於て一定の數に限定許可せられ、そこには舊來の相對式闇取引や、資本主義的買占賣惜等の手段を弄するの餘地殆どなく、又その賣買は共に一定の場所に於ける公開の自由競争なるが故に、資力ある者のみが、獨り恣に安買高賣の暴利を遂行するの餘地は殆どない。總體としての仲買營業の利益率が、多きに過ぐるか否かは問題であるが、此の業務を以て資本主義や自由主義の舊體制と見るは甚だ當らざるものである。

第四に、中央卸賣市場の卸賣方法、即ち同時に價格決定の方法は、公開の糶又は入札を原則とする。之は生鮮食品の特異性の上から見て、最も公平無難の方法で、舊來の市場に於ける相對賣、闇相場の弊を防止し、生産者の利益を保護して、その出荷を促進すると共に、一部業者の獨占的買占や賣惜を防ぐものである。但し糶賣は全く其の日の其の場の勢を以て決するものであるから、需給の狀況が異常なる場合には、自ら異常の價格を現出するの弊も亦免れ難い。併し之は一部は自然的調節によりて、自ら正常に復し、又一部は監督權の發動によりて、適宜の調整を爲すの外はなからう。

之を要するに、中央卸賣市場機構の根幹をなす市場開設、卸賣人、仲買人卸賣方法等については、大體今日謂ふ所の新體制理念に依る公益主義、統制主義の線に沿へるものであつて、之が運営については勿論研究工夫の餘地甚だ多いと思はれるが、現下配給業界の異狀を以て直ちに市場機構の缺陷の罪となし、机上の構想を以て輕々に、その改廢を行はんとするは不可である。日新月歩の世の中に於て、新體制を更に新々體制となすことも結構であるが、誤つて新々體制が却て舊體制の復活であると云ふ様な皮肉な結果を招來するの惧も、必ずしも無しとしない。例へば生産者の配給部門進出、價格公定に依る糶賣の休止又は廢止、相對賣の復活、小賣人の共同購買に依る仲買人の廢止問題等の如き、それ〴〵相當の合理性を有するものではあるが、其方法宜しきを得ざれば、却て配給機構を攪亂して、徒らに配給の不圓滑と、價格の不適正を招來するに過ぎざることとは、既にその一部を現在の實況が雄辯に證明して居る様である。

(三) 公定價格制の問題

戰時經濟下、低物價政策施行の中に在りて、獨り生鮮食品のみ自然に放任して、無制限の高物價を容認される筈はないから、生鮮食品に對する低物價政策の一施設として、國家の強權に依りて、其の高物價を一定限界に抑止することとは、止むを得ないことであらう。併し乍ら生鮮食品は、器械的な工業製品と異なり、その個々物が、品目、品種、

品質、形状、新鮮度、季節等に依りて、其の價格を異にするものであり、又貯藏移動の不自由なる爲に、現物現場其の日々の需給に依りて價格が定まるのが本來であつて、之を單純一率の常價を以て公定せんとするは、寧ろ本末顛倒であつて、其の結果が闇取引の潜行となり、或は生産減、出荷減となり、徒らに配給の混亂不圓滑を來たすのも敢て怪しむに足らない。

惟ふに低物價策の手段としての公定價格設定の要因は、(一) 需要者の購買力増加と、生産の減縮又は増産の限界との不均衡に乗じ、生産者又は供給者が、不當に價格を吊り上ぐることを防止する。此の場合の公定價格は、生産原價を基準として、所謂適正價格を定め、之に依りて生産者又は供給者の高利益追求を防ぐものである。(二) 贅澤品又は不急品の生産を抑止し、消費を規制し、生産の轉換を計る。此の場合の公定價格は、生産原價に拘はらず、寧ろ國民の生活程度の方面より見て、一定の價格限界を設くるものである。生鮮食品に對する公定價格が、(二)の場合のものでないことは勿論である。而して(一)の場合に在りては大體、價格が生産者又は供給者に依りて自由に決定せらるゝこと、及び生産原價の基準あることの二條件を含むものであるが、生鮮食品の卸賣については、此の條件は存在しない。即ち價格の決定については、生産者又は供給者即ち賣方が、自ら能動的に指定すること困難であつて、寧ろ需要者たる仲買人又は小賣人即ち買方の側に於て決定する。又生産原價については、魚類に於ては勿論、青果蔬菜に於ても殆ど其の基準が一定されない。

元來高物價と云ふは、通常高賣即ち賣方の高利益希求に依りて生ずるものであつて、買方は常に安買を希求するものである。買方が買煽ると云ふのも、結局賣方が價格決定の力を持つて居つて、而も賣惜をするからであつて、買方が價格決定の力を持つ場合、高物價の危険は、極めて少ない。糶賣なるものは、此の買方の安買希求の爲に、賣方の利益を不當に犠牲にすることを防ぎ、併せて買方の間に於ける分配の公平を期するに於るので斯の如き買方の糶に依

つて定まる價格は、通常の状態に於て、高物價抑制の對象となるほどの高物價にはなり得ないものである。即ち中央卸賣市場に於ける糶賣制度は、本來低物價策の性質を有するものである。實際農漁村の生産者は、其の都市に出荷せる生産物の價格が、常に低價に買ひ叩かれることに悩みを持つのが常態であつて、高物價の爲に農漁村が有頂天になるなど云ふことは、容易にあるものではない。之は全く生鮮食品の商品としての弱點である。唯需給の状況の極めて異常なる場合、一時異常の高價格を現出することを免れないが、之は結局一時的の現象であつて、其の甚しきの際ありと認むる場合、其時に應じて一定限度に抑止し、或は糶賣を停止して特別の方法に依り、價格を協定、又は公定することは、止むを得ないが、之は結局臨時の措置であるべきで、之を以て直ちに一般物價抑制と同一の方式に依る常例的公定價格を設定して、中央卸賣市場の價格決定機能を弱化又は滅却せんとするは、根本の誤りである。

要するに一般物價に對し、公定價格設定の必要を生ずる所以のものは、現在の經濟機構の下に於ては、價格の形成は利潤追求の目的の下に、賣方たる生産者又は商人が、自由に高物價を決定するからである。而して一方之を公定し得る所以のものは、一般物資については、夫々その生産原價の基準を算定し得るからである。然るに生鮮食品の卸賣に在りては、生産者が自ら價格を指定又は決定するの自由は甚だ狭い。又その一定單位の生産原價は殆ど不定であるから、生産原價を基準とする適正常價を設定するは寧ろ不合理である。そこで生鮮食品の卸賣價格は、結局現物を現物で賣方と買方との協定(糶、相對其他の方法)に依りて定むるの外はないものである。即ち生鮮食品の卸賣取引について、現在の如き市場機構の發達せることは、全く此の本來の特異性に基くもので、別段自由主義の特産物でもないければ、又資本主義の結果でもない。唯實際上最も合理的又必至的のものとして發達せるに過ぎない。而して市場に於ける價格決定の方法は、勿論糶賣の方法に限るものではないが、舊來の市場に於けるが如き、問屋仲買小賣等の間に於ける相對賣、闇相場、曖昧相場等に比し、糶賣の方法が、比較的公明適正なることは疑ひない。偶々一時異常の

原因に依る驛値の急變動を捉へて、奇貨措くべしとなし、公定價格の形式に於て、事實上再び舊時の闇相場式取引に逆轉せしめんとするは、以ての外である。又驛の方法に代へるに、價格評定委員の評定を以てせんとするが如きも、其の組織並に運用の適正を得ることは頗る困難で、寧ろ驛賣を本體として、唯その矯正機關又は補充機關として、此の種の委員を設けることが實際的である。結局生鮮食品の卸賣價格は、「市場取引に依りて定む」べきもので、「公定價格によりて取引」せしむべきものではないのである。公定價格は、市場に於て決定せられたる卸賣價格即ち仕入價格を基準として、仲買賣値、及小賣値に於て、之を設定すべく、その定め方は中央市場に於て決せられたる卸賣價格を原價として、之に一定の割懸を爲すべきである。然るに現行公定價格は、先づ小賣價格を公定し、逆に之に依りて卸賣價格を規制せんとするので、全く本末顛倒である。その爲に現在では、小賣公定價格が、大部分そのまゝ市場の卸賣價格の標準となつて仕舞つて、表面形式的に言へば、小賣商は卸仕入原價そのまゝで無利益の商賣を爲して居ると云ふ奇怪な現象を呈して居るのである。

(四) 生産者の配給部門進出の問題

生産者の配給部門進出は、中央卸賣市場への進出と、中央卸賣市場外への進出と、二通りあるが、結局中央卸賣市場の卸賣人の機能を、生産者自ら行ひ、卸賣人と云ふ配給機構の一段階を省略せんとするものである。

一般的理想論として、生産者より直接消費者には標語として、中間の商業機關を省略するを以て、最も經濟的なりとする思想がある。實際上に於ても個人的小規模の生産物の配給については、普通に行はるゝ過程である。併し乍ら大規模大量の生産物の配給については、經濟上の分業の原則に依り、生産と配給とが分業せられ、中間商業機關を介在せしむるのが、又極めて普通の方法である。其中間商業機關も、その配給の量と廣さとの大なるに従て、卸賣、仲

買、小賣等の二種又は三種に分業せらるゝことも亦甚普通の例である。蓋し分業の經濟的利益性は、生産過程に於けると同じく、又配給過程に於ても之を應用し得べく、單純に之を無用なる中間商人の重複と見るべきものではない。生産過程に於て、原料の生産、蒐集、運搬、粗製、加工、仕上げと云ふ如き分業的職人の存在すると同じく、配給過程に於ても、商品の蒐集、運搬、販賣委託、仲買、小賣等と云ふ如き分業的商人の存在も亦經濟上の分業利益性に依りて、自ら發達存在するもので、一概に之を重複無益の中間機關として排除すべきものではない。分業の商人の種別が多い様に見えても、それが配給過程の必要段階に於て存在し、且つその分業者全體の利益收得及びその相互間の利益分配が公平妥當であるならば、此の配給機構は、寧ろ經濟機構の高度發達を示せるものであつて、單純に之を合併することが、より經濟的なりと斷定することは出来ない。分業は畢竟社會的協同である。社會的相互扶助である。異種類の行爲を分擔し協同するのが分業であり、同種類の行爲を統合して協同するのが組合や團體である。共に協同行爲の能率性、利益性から出發するものである。而して大都市に於ける生鮮食品の配給過程は、勿論生産者より直接に消費者に理想が實行不可能なることは敢て説明を要せぬ。先づ消費者に對して各人の消費種類及分量に應じて、配給販賣する小賣段階の存在は必至である。茲に於て配給段階は少くとも卸、小賣、の二段階となる。更に小賣段階に於て取扱ふ生鮮食品の種類及量と、大都市全體の需要に向つて集中する生鮮食品の種類及量との關係は、之れ亦必至的に仲買段階の存在となる。此の配給の技術的段階は、經濟的と云ふよりは寧ろ物理的に必要である。問題は唯此の段階を如何に分業するかである。現在の中央卸賣市場の機構に於ては、先づ生産段階と配給段階とを分業する。而して配給段階は其の技術的段階に従て、卸、仲買、小賣の三種に分業する。之は甚だ平凡な組織であるが又極めて自然な組織である。之に對し所謂生産者の配給部門進出は、生産者自ら卸賣を兼業せんとするものである。此事は生産者の方向に於ける近代産業組合組織の發達と、中央卸賣市場の統制に依る卸賣業務の單純化により、實行上必ずしも不

可能ではない。併しそれが果して能率的なるや、又経済的なるやは甚だ疑問である。何となれば中央卸賣市場の卸賣人の手數料は一定せられ、其の販賣の方法は公開の糶賣である。生産者の團體が之に代りて直接卸賣の業務に當るとも、卸賣價格を自由に高くすることが出来る譯ではなく、又一定の手數料より必要經費を控除して、果して幾何の餘剩利得を挙げ得べきや。革命的手段に依りて、現在の卸賣人の營業權を沒收し、卸賣會社の株券を無償にて收用せざる限り、採算上結局大差なき結果となるであらう。若しそこに大差を生ずること明白なりとせば、國家の監督に依り卸賣手數料を輕減して其の不當の利得を制限すれば足るのである。或は又一部生産者の團體が、中央卸賣市場の複數卸賣人の一として、現在の卸賣會社の外に、相並んで進出することを許可さるゝとせば、卸賣會社の營業權買收の負擔は、之を免れ得べきも、此の場合の複數卸賣人の競争は蒐荷競争より寧ろ販賣競争を激烈ならしむべく、卸賣業務の困難は別として生産者側の不利益も亦案外大なるものであるであらう。若し夫れ中央卸賣市場の外に於ける一種の類似市場的生産者の直賣に至りては、固より生鮮食品配給の全體を制するに足るものでなく、唯部分的若は一時的に中央卸賣市場の業務を牽制又は妨害して、僅かに一部の生産者の利益を追求するだけのもので、配給機構の全體的統制を攪亂して、徒らに物資の偏在と、價格の亂調を助長するのみである。

(五) 仲買人廢止問題

仲買人は動もすれば無用重複の中間商人の如く言はれ、小賣人の共同購買即ち小賣人組合の卸賣直接参加に依りて、仲買人を全廢すべしとの議論がある。小賣人の直接卸賣参加は、中央卸賣市場法に於ても許されて居ることであり、小賣人の組合團體組織が適當に行はるれば、實行上不可能ではない。然し乍ら之が果して経済的か、又能率的なるかは、大なる疑問である。

現在の中央卸賣市場に於ても、すべての取引が仲買人を通じて行はるゝものではなく、一部の物即近在蔬菜の如きものは、小賣人に直接卸賣を爲しつゝあるもので、之は取引數量の單位、品質の鑑別、價格の評定等について、小賣人各個人の直接購買が可能なるが故である。併し所謂旅荷の青果蔬菜及び魚貝類に至りては、之を小賣人各個人に直接卸賣することの不可能なるは、敢て説明を要しない所である。唯小賣人が組合又は團體に組織せられ、共同購買の方法に依りて、直接卸賣に参加することは可能である。併し此の場合、大都市の多數の小賣商を如何にして、又幾何の組合團體に組織すべきや、其組合間に於ける購買の競争は、如何にして調整せらるゝや、其の組合團體員に對する分配は如何にして調整するや等の問題は、生鮮食品の品質、數量、價格、輸送代金の決済其の他の點に於て、頗る複雑困難の問題を含むもので、机上の理論としては簡單なるも、實行問題としては決して容易ではない。又その共同事務に要する手數、經費、技術、危険等に於て、之を現在の如く分業組織に依る仲買營業の機構に依るに比して、果して経済的且つ能率的なるを得るやを疑問とせざるを得ない。決して之を不可能又は不經濟と斷定することは出来ないが、之を效果的に實行するに就ては、卸賣の方法並に小賣の方法について、先づ根本的の變革を加へねばならぬ。例へば糶賣の廢止、定價賣の實施、小賣商の共同販賣、共同計算、店舗の整理淘汰等であるが、それ等のことは非得失並に其の實現が大なる問題である。

本來消費者側より見るときは、生鮮食品の價格は即ちその小賣價格であつて、小賣人の仕入元値と小賣價格との差益が第一の問題である。卸賣機構の改善も勿論必要であるが、小賣機構の合理化、改善は尙一層切實の問題である。若し小賣人の共同購買、共同販賣、共同計算、店舗の整理等により、現在の小賣機構が経済的且つ能率的に改善されるならば、之は仲買人の存廢如何に拘らず、先づ小賣機構の經營合理化として實行すべきである。之等の合理化組織が確立するならば、進んで現在仲買人に依つて行はるゝ仲買業務を小賣人の共同事務に移すも可なり。又移さずとも

必ずしも不可ならず。小賣人の共同事務に要する手数、経費並に業務上の技術と、仲買人の收受する仲買差益並に業務上の技術とを差引比較するとき、其の差必ずしも大ではあるまい。小賣機構共同化の利益は、仲買業務兼併の方面よりも、小賣業務そのものの經營合理化の方面に於て、より大なるものがあるのである。

仲買人は中央卸賣市場法に於ても、「仲買人をして卸賣に参加せしむることを得」と規定せる如く、如何なる市場、如何なる部門に於ても必須の機關と云ふのではない。唯之を必要とする實情の下に、從來も發達し又現在も存在して居る。世間動もすれば、之を以て恰も情實因縁に依る無用有害の存在の如く見んとするは、甚しき誤解である。

この誤解は舊來の卸賣市場の沿革上より來るもの、様である。即ち舊來の卸賣市場の仲買人と現在の中央卸賣市場の仲買人とを全く同一のものと見る錯覺である。此の事は明確に判別する必要がある。舊市場に於ては、單なる問屋（即ち卸賣人）の外に二種類の仲買人が存在した。即ち問屋兼仲買人と單なる仲買人である。而して單なる問屋業者は至つて少數で、大部分は問屋兼仲買人である。此の問屋兼仲買人は、問屋として荷引荷受を爲し、自ら仕切る卸値に依つて一定の委託手数料を取ると同時に、自ら之を仲買人として販賣して仲買差益を得得たものである。而して單なる仲買人は、此の問屋兼仲買人の子仲買人と云ふ如き地位に在りて、問屋兼仲買人と小賣人との間に介在したものであつて、此の關係は正しく二重仲買である。即ち舊市場に於ける卸賣取引の段階は、問屋—問屋兼仲買人—仲買人—小賣人、の四段階である。無論全部が四段階になるのではないが、實質上大部分が、此の四段階になつて居たと見て差支ない。中央卸賣市場に於ては、之を卸賣人—仲買人—小賣人の三段階に整理し、從來の問屋と仲買との兼業を禁じ、之を分離して委託卸賣人と仲買人となし、從來の子仲買即ち二重仲買人は之を廢止したのである。或は從來の問屋兼仲買人を廢して、子仲買人を存置したと見ても差支ない。何れにしても、從來の二重仲買を單一段階の仲買にしたものである。唯その業者人員の整理については、從來の問屋兼仲買人と單なる仲買人の全員を同一仲買人と

して認許したのであるから、恰もその人と共に從來の二重仲買機構も、そのまゝに残存せるかの如き錯覺を與へ、中央卸賣市場の重要機關を成す仲買人を、恰も情實に依る無用の存在の如くに誤解するものもあるのである。中央卸賣市場開設の機會に於て、仲買機構の整理と共に、仲買人の員數も整理して、失業者は失業者として補償し、殘留者は殘留者として、其の營業を有利安固ならしむる様に措置すべきであつたか否かは問題であるが、之は畢竟仲買人自身の生活及營業の問題であつて、市場機構の問題としては、仲買人員の多少と云ふことは、唯横の擴がりの問題であつて、縦の段階とは別問題である。勿論其員數は市場取引の多少に相應して宜しきを制すべきもので、多きに過ぎて不當の營業競争に陥るのも宜しくないし、又少なきに過ぎて獨占横暴の弊を招くも不都合である。

之を要するに、中央卸賣市場に於ては、舊來の二重仲買人は完全に整理せられて居る。而して大都市に於ける生鮮食品卸賣の實際より見るときは、單一又は少數の委託卸賣人と數千數萬の小賣人との間に、仲買業務の一段階を存して、大量單位の取引を行ふことは必要免れ難きことである。之を仲買人と云ふ獨立商業者の營業とするか、又は小賣人の共同組織事務に移すかは問題であるが、種々なる並行條件の完備せざる限り、寧ろ理在の仲買營業の單純にして且つ能率的なるに如かない。無準備の跋行的企圖は、却て業界の紛更を來たし、徒らに業者の相尅を招來するのみである。勿論其の何づれに歸着するとを問はず仲買人營業の監督統制、小賣人營業の經營合理化は、夫々當面必須のこととして忽にすべからざるは言ふ迄もない。

生鮮食糧品出荷配給統制への私観

安倍 小次郎

一、既成觀念の置換へ——二、公定價格設定への段階とその影響——三、價格と配給の有機的關係——四、統制の再出發と拂はるべき考慮

一 既成觀念の置換へ

國家も社會も食糧と云へば米より外に無いものゝ様に、米穀に就ては可なり懸命な努力が拂はれてゐる。元より米穀は吾國民の主食であつて、食糧問題と云へば即ち米穀問題、と米に關しては最も重視され一日と雖も缺く事の出来ないもの、若し國民が食ふ米に事缺く様なことになつては生活上は勿論、思想上にも重大な問題を惹起し皇軍の戰鬪力にも至大な影響を及ぼすであらうこと故、何を措いても之が充足は緊喫の問題として解決に當らねばならぬ事當然である。

然し國民生活殊に都市生活の上に動物性蛋白質が缺乏したらどんな結果が来るか。

油の切れたギヤーの様子にその回轉運動を停止するより外なく、高度國防國家建設も此の一角から弱點が培養されて崩壞の赤信號が擧げられるが如き事に逢着するやも保し難い。

かくては大東亞共榮圈の確立てふ大理想も一片の反古となるかも知れないだらう。

事變の勃發以來各産業部門に於ける吾國の資材は持たざる國として、その充足に相當の困難を冒かしてゐる中で、食糧だけは何等不安なしと自信してゐたのに拘らず、開戦三年にして大陸政策の進展と共に、軍需資材への不安はむしろ食糧不安へ逆轉し、深刻な悩みが襲來したことは誠に以て重大な問題と云はねばならぬ。

殊に昨今の現況は支那事變の解決未だしき中にあつて、既に激甚なる經濟戰が展開して居り、歐洲戰がバルカンの火藥庫に點火されて以來、戰爭の規模は我が國を何時その火中に投ぜしめるやも計り知れない危機の嵐に包み、一觸即發的關係が我國を圍繞してゐる。

現今の如き食糧不安を以て驀進するならば、恰も獨逸が往年の世界大戰に於てなめた敗戰の慘貌を想起して慄然たらざるを得ない。

前大戰に於て敗れたドイツの敗因が食糧缺乏の爲であつた。然かも動物性蛋白質の缺乏に敗因を指摘されてゐる、蓋し國民エネルギーの母胎である動物性蛋白質の重要性は、このことに想到するも絶對閉却さるべきものではない。近時吾國國民體位の低下が人口問題の角度から、高度國防國家建設の上にクロイツアツプされて、學者は之を食糧に原因があると喝破してゐる。然もそれは動物性蛋白質の攝取不足に依るものであると結論してゐるのである。之は幾多の研究と實驗に基く嚴然たる事實として、壯丁の合格率低下、結核兒童の増高、乳幼児死亡率の増進等々を擧げてゐるが、それには動物性食料の攝取増進が絶對的に必要であるとしてゐる。

然かるに動物性蛋白質の給源である魚介類も獸鳥肉も、事變以來飼料や資材勞力等の不足からして減産の一途を辿り、而も消費部面は軍需への絶對量供給と、一般需要の旺盛によつて益々缺狀差を呈し、加ふるに自由消費其儘に金力と闇取引に依て、食ひ得る階級は食へるだけで食ひ、食へない階級は愈々食へないと云ふ跛行狀態にある。

殊に近來、魚介類の配給混亂は極端に之を助長し、榮養の偏在は蔽ふべくもない。

生鮮食糧品の重要性を國家的觀點から検討するとき、從來生鮮魚介類の如きは米穀に亞ぐ主要食料品或は副食物だと云はれてゐたが、之は單に漫然とした觀念論に支配され、魚食價習的に又嗜好的に其必要性を認識されてゐたに過ぎず、従つて米穀等の問題と比肩して其對策も餘りに等閑に附されてゐるの感なきを得ない。

昨年九月應急的に公定價格が決定されたものゝ、依然として闇取引の横行によつて自由經濟時代以上の無政府、無統制の状態に置かれ大混亂を誘致し、而も此の混亂の鋭化は愈々可速度的に發展して、家庭の生活面に至大な脅威を及ぼしてゐるに拘らず、之が對策に關しては公價の設定以來數ヶ月、何等の處置なく放任せられてゐたが如き現状から推察しても、その閑却振りが窺知されるであらう。

國家大業完遂の爲總ゆる行動が全體に歸一し、私人の自由が許されない時、單り食糧品が斯の如く金と闇に吸引され、榮養保健の意味に於て必要以上の消費を默許することは、他面多くの勤勞階級をして榮養の缺陷に落入らしめ、人的資源を涸渇せしむるが如き要因を爲すに至つては、國家として一日も放任すべきでない事自明の理である。

かゝる觀點から今日の生鮮食糧品に對するすべての要求は、其生産も配給も消費も此國民保健維持向上を一大基調として食糧配分の公平から發足せねばならぬ。

即ち官民共に此處に認識を新たにして觀念を置き換へ、速かに抜本的な對策が講じられなければならない。

二 公定價格設定への段階とその影響

生鮮魚介類の如き生産が自然現象に支配されること多く、殊には腐敗性の迅速なものであり、生産に對し計畫性附與困難なると、價格變動の激しい生鮮魚介類の特異性は、之を公定化することに關し官民共に相當議論もあつたもの

で、一應價格等統制令からも除外されたのであつたが他の公定されるものゝ多くなるに従つて、公定の除外された方面に價格の騰貴が循環的に顯現し、爆發的な勢を以て生鮮魚介類の市價上昇を示現、其の儘放置することは最早や許されざる状態に達したものである。

こゝに於て政府は技術的困難を承知の上、斷乎昨年九月取敢へず公定價格を設定するに至つたが、應急的であるから勿論完璧を期したものではなかつた。

生鮮魚介類の特異性は斯の如き公定價格の設定のみでは效果の薄いのみならず、種々な弊害を發生するは已に豫想されてゐたのであつて、價格公定と同時に配給の統制も並行せねばならぬと云ふことは、當時何人も認識してゐたのである。

故に價格と配給の運営がスムーズに運ばれないのみか、却つて隨所に混亂を發生し、此の缺陷に乗じて類似業者が自由に簇出したのであつた。他の部門に於ける多くの業者が取扱物資の不足と諸統制によつて、逐次轉業乃至は失業等を餘儀なくせねばならぬと云ふ状態なるに拘らず、獨り生鮮食糧品の取扱業者のみは物が益々不足になり、種々な規制が行はるゝに従つて、當局の意志に逆行して自由發生的に増加し、而かも之等は愈々自由競争的意慾を逞しうして日毎に果増の趨勢を辿つたのである。

殊に公價の設定以來、之等配給統制の間隙を縫つて地方産業團體が都市配給部面への進出に拍車をかけ、生産物の直賣に乗り出す等、統制經濟の無統制時代を出現するに至つた。

之が爲食料品の偏在は益々著しくなり、購買力のあるもの、又は闇取引と云ふ吸引力にのみ物が集中し、購買力が微弱であるか或は法規を遵奉するものゝ手には物が流れて行かないと云ふ寒心すべき現象を呈するに至つたのである。

尙又奇異なる現象は生産が減少したのに拘らず、大都市への集荷は依然として減らなかつたと云ふ矛盾が露呈した

ことである。

東京中央市場の昭和十三、十四、十五、三箇年に於ける市場入荷量を見ても解せられる如く、斯る現象は云ふ迄もなく都市の購買力が旺盛であることに一因があるが、殊に價格公定の缺陷が地域と時間と品質を超越して、全國一本に決められたことに依つて、配給の容易なる又經費負擔の少ない都市に荷物が集中し、遠隔な地方農村等には必然的に不廻りになつたによるものである。

近來地方農村に魚が殆んど出廻らないと云ふ聲をきく。それは小賣人が態々農村の奥迄持つて行かなくても、手近な所で賣れて仕舞ふからで、經費と勞力をかけて農村へ持つて行つても、賣値は同一であると云ふ勞力への報酬が認められてゐないことに起因する。偶々出廻ることがあつても、それは經費勞力及多くの利潤が加算された闇値である。即ち價格公定と配給統制の關聯性排除による荷物の偏在影響は先づ都市と地方農村とに著しく現れて居り、之れは公定價格が地域を超越して一本に極められた弊であると云へよう。

時間を超越して極められたことによつて起つた弊は、一方全國的に貯藏食料品のストックが激減したことである。

季節及需給の調整を目的とする食料品の貯藏には、所謂科學的工作を要する事勿論、之が爲に加工費、金利、倉敷等其の他の損失を生ずるがこの損失を補填する時と處を得ない、故に可及的に之等の損失を負擔すること無しに賣放つ事となるのであつて、物が豊富な時代には一時に賣放つ事は値下りを喰ふから自然思惑的に調整されるが、物が不足で然かも購買力が盛んな限りに於ては値下りの懸念なく處分することが出来る。卑近な例は昨年の暮に東京に鹽鮭が一尾も無かつたと云ふ現象を呈したが如き。

然らば東京へは鮭の入荷が過度的に不足であつたかと云ふに、否寧ろ例年より多量の入荷を見たに拘らず、暮迄貯藏する者が無かつた爲であつて、殆んど十月頃迄に賣り盡くされたに原因してゐる。

即ち前記の結論として暮迄手持ちをすれば經費が掛るが、その經費の出處が無いのみならず、公定價格でドン／＼賣れて行くから、經費の掛らない量目の減じない内に賣放つて仕舞つたのである。之は獨り鮭だけの問題ではない、總べての貯藏食料品に之等の事例を見らるゝ。今日の食糧貯藏は米穀、罐詰を除く其の他は殆んど冷蔵庫が利用せらるゝのであるが、本年一月の全國冷蔵庫の在庫量を前年同月に比較して見ると約半量に激減してゐる。之を戰時食糧保藏の上に於て見る時重大な問題でなくてはならぬであらう。

又價格の公定は所謂品質を無差別的に一本建とした爲、手數經費をかけて優良品を製造しても、粗惡品と同一値であるから、製造加工は著しく粗惡化し、然かも最高値を狙ふと云ふが如き闇の取締と共に、この亂調の是正は最も急を要するものである。

主食の米穀は勿論各種原始産業の増産對策に努力が集中されてゐる今日、公價の設定以來水産物の減産が更に顯著な數字を以て表れて來たことは前記資料、勞力の不足によるの外、公價と睨み合も最も割高な物即ち漁師に手取りの良い高級的漁獲物に重點を向け、必然的に一般大衆向けとなる魚族の採捕から逃避する結果となり、斯くて生産の減少は益々需給の逼迫を擴大して行つてゐるのである。

消費面に於ても現に中産階級以上の市民諸君は闇値で食つて知らずに犯罪を犯かしてゐる、否知つて居つても背に腹は換へられぬ、必要は闇を承知で食料を調達してゐるとも云へる。

一例を示せば鮭の刺身は公定價格の小賣値では、百匁一圓十七錢であつて（ツマ、ワサビを付けて）普通の家庭に入る刺身は二十五匁内外と思ふが、假りに之を三十匁としても一人前三十五錢であるべき筈が恐らく六十錢、或は七十錢を支拂つてゐる事實を見るのである。

何れの家庭も一々秤にかけて公定價格表と照し合せて買ふ處はない。偶々ありとするならば斯る家庭に商人は御用

聞にも寄付くまい、従つて公價を度外視して買つてくれる方へ品物が集中されることになる。即ち購買力のある方へと闇に流れるのである。

生活新體制確立の聲を如何に大にしたとしても、かゝることでは空念佛に過ぎない。

又昨今の市場を一瞬するならば、仲買の店頭に蜷集する小賣商人が少しでも、より多くの配分に預らうとして先を争つて品物を手に入れんとする苦心は、まるで餓鬼道に陥つた童兒にも等しい様相を呈してゐる。

三 價格と配給の有機的關聯

斯くの如く生産減と逆行する消費の増大、及價格公定による影響は各面に多大の打撃を與へ配給の圓滑を缺き、生活の不安を惹起しつゝある傾向は頗る戒心を要するが、此罪は單的に云ふならば價格のみを公定して、之に伴ふ國民の實踐的要求である配給上の統制が決定されなかつたこと、即ち經濟の有機性を無視した點を指摘しなければならぬ。依て之等の要因をなした全面に對して綜合的に且つ根本的改革をなし、配給と價格が有機的な繋りを持つことに依つて、この不均衡を是正し得る計畫的組織の實現を期さなければならぬ。

生産及消費の計畫化は、現下の戰時情勢が必然的に要求するところのものであるのみならず、たとへ戦時が平時に返つた時に於ても尙高度に必要とせらるゝことは言ふ迄も無いことであらう。故に當面を糊塗するが如き彌縫的又は暫定的な規制によつて、之を拂拭することは必ず何れかの方面に、より深刻な惡果を結ぶこととなるであらうことを懸念されるのである。それには先づ生産の擴充は勿論、出荷調整の完備を前提として完全に闇値を取締り、生鮮食料品に對する知識のない消費者をして、安全かつ安心して消費せしめ得る爲に、國家全體主義的觀點から尙かつ最も妥當であるべき生産、配給、消費の有機性附與と云ふ方策と、圓滑なる物の流れに立脚して検討するならば價格の點に

於ては、現在の公價設定様式である時間と空間即ち地域と時間及品質を超越した消費價格の一本建てが、最も理想的な決め方であると思料するものである。

然らばこの様式を建前として、配給機構の創成を如何にするかと云ふのが問題となるのであるが、曩に政府は食糧政策の實行部署を農林省に統合歸一し、生産より消費迄を一元的に統制せんと、その態様を整へた事蓋し目的完遂への前進開始を意味するものであつて、その第一着手として先づ四月一日勅令を以て、鮮魚介配給統制規則の公布を爲したのである。

四 統制の再出發と拂はるべき考慮

今次公布を見た總動員法に基く鮮魚介配給統制規則の解説は、既に内閣情報局の週報等によつて一般になされてゐるが、その目的とする所は水揚地より消費地迄の配給ルートを明確ならしめ様とした點であつて、統制の再出發を意味する。然し統制規則は頗る難解であり、吾々の解釋に困難な點が多くあつて、未だ内容の研究も盡して居らないが、消費者大衆は之を以て直ちに絶對圓滑なる配給を期待し得ると考へるならばそれは早計である。

然し乍ら、現在の配給機構の缺陷を是正し、一定數量の都市及農村への入荷を確保せんとするものであつて、闇に流れるものを防止した點、之が實施は今迄の如く物の偏在は規正されるであらうと期待するが、然し横の關係が閉却されてゐる。即ち一枚の布が縦糸と横糸の完全なる交錯によつて、織物としてその任務は果せるが、この規則には縦の糸に對する横糸の不足を發見し得るのである。勿論統制への段階であり一部分を規制したものに過ぎず、今後總ゆる角度からその實施に當り補促されるであらうし、又新たに統制を強化して行かなければならぬ。

如何に規則によつて配給を圓滑にし様としても、その効果は消極的なものであるに過ぎない。機構の整備も必要で

あるが、之が運用を可能ならしめる處の核心的實體が確保され、この上に機構の基礎が置かれなければならない。そして根本的には生産擴充の線に沿ふ供給量の確保と云ふことが絶対必要な條件である。

今次規制されたものを要約すれば、

- 一、陸揚地を指定したこと
 - 二、指定消費市場を定めたこと
 - 三、産地買付を禁止したこと
 - 四、五噸以上の船舶の陸揚を規制したこと
 - 五、移輸出の面に對する規制をしたこと
- 等を挙げ得るが、これに對して地方長官は必要なる配給命令をなし得ることとし、又現在の配給商人が自主的に團體を組織することを慫慂してゐるのである。

斯くの如く生産出荷の大綱が地方に割據することが依然として存在し、統制の破綻、困難も亦この間に蠢動してゐるとも憂慮されること、あながち思ひ過しでもあるまい。

食糧分配上重要な事は、府縣割據主義を超越した所謂地方經濟ブロック制を制度化したより廣汎に規模に於て、統制されることが要請されることである。

即ち府縣割據主義清算の能否が、綜合的計畫經濟の死活を握るものであると云ふ意味に於て、速かに事態を把握し、この度の統制は更に價格の問題と併行して、食糧貯藏及時間的調整等の諸部面と睨み合せ、再検討が加へられなければならないことは云ふまでもない。

然して計畫經濟の要請する抜本的な統制對策の樹立に逡巡することなく斷乎邁進すべきである。(十六年四月十五日)

魚飢饉と魚類配給機構の問題

草 刈 孟

中央卸賣市場に魚が來ない。それは中央卸賣市場の機構が悪いから魚が入らないのだ。中央卸賣市場の手數料、口錢は一割三分であり、類似市場乃至市場外業者の手數料は低額だ。全漁聯の手數料は何分、何々魚市場の手數料は何分だ。それだから魚は皆その方に流れて行くのだ。中央卸賣市場の機構を改革せざる限り魚は來ないだらう。中央卸賣市場は廢止した方がよい。斯ういふ聲が昨年の秋頃から消費地・生産地を通じて起つて來た。機構の悪い點を挙げれば、中央卸賣市場には仲買業者といふ新産業體制にはおよそ相應しからぬ機關が存在してゐて、これが七分の口錢を取つてゐる。これを廢止しなければ魚は中央卸賣市場には入つて來ないといふ仲買廢止論が先づ擡頭して、或は仲買人は三分の一に減するのだとか、或は全廢するのだといふ聲が五大都市中央卸賣市場の仲買人をおびやかした。次に起つたのは中央卸賣市場の卸賣會社の營業權と手數料の問題である。營業權に付てはこれもおよそ統制時代には相應しくない營業權に多額の配當をするのは怪しからぬ。株の配當は五分か六分だが現金出資に對する配當率は何割に當る。この水膨れの資本を清算しなければ中央卸賣市場に魚が入らないといふ會社營業權の縮小乃至返上論であり、これが卸賣會社をおびやかしたのである。手數料に付てはその六分が高率であるといふのである。更に此の兩論を引

さげて卸賣・仲買兩部門の改革論が出て來た。

九・一八價格停止令から除外されてゐた生鮮魚菜類の價格は、昨年の春頃から次第に騰つて來て七、八月頃には全く驚くべき指數を示した。然しながら五大都市中央市場には魚は相當量入荷してゐたのである。卸賣會社の水膨れ資本も、その手数料も、亦仲買人の口錢も忌避したり或は批難せずにとし／＼入荷したのである。儲かる時には生産者も市場業者もお互に惡口をいはずに然るべくやつてゐたのである。然し停止することを知らぬ魚の價格は、消費市民を極度に壓迫するに至り、各都市中央市場長は、價格抑制に付き、應急措置として或は取引方法を改善して驛を廢止して評價制を設けるとか、或は仲買人を専門化して驛を行ふ場合には驛参加人を減じて驛値の昂騰を防止するとか、其他諸種の方策を講じて價格上昇を抑止するやう商工當局に進言したのである。此等の方策は一市場のみ行つた場合にはその市場には生産地から入荷しないので、商工當局から各都市市場へ一齊に實施の強制命令を出してもらふやう陳情したのである。八月十六日に統制要綱が出て各市場長の意見の大部分は採用され、その上に從來は仲買の口錢に付ては大體の基準はあつたにしても、各個が別々な魚の需給狀勢に應じて自由に取つてゐた口錢を七分以内と制限した爲め、假令出荷獎勵金が廢止されたにしても産地には多大の利益を齎したのである。八・一六統制要綱の主要を示せば次の通りである。

八・一六統制要綱ノ大要

- 一、卸賣ノ業務ヲ爲ス者ノ委託者ヨリ收受スル販賣手数料ノ率ヲ左ニ依リ低減セシムルコト
- (一) 卸賣ノ業務ヲ爲ス者ノ委託者ヨリ收受スル販賣手数料ハ最高六分トセシムルコト
- (二) 諸獎勵金ハ之ヲ交付セシメザルコト
- (三) 開設者ノ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ヨリ收受スル使用料ノ中、賣上金額ニ應ジ收受スル使用料ノ率ノ最高ヲ千分ノ四トスルコト
- 二、仲買人ノ口錢ハ差當リ買入レタル單位毎ニ仕入價格ニ對スル一割ヲ以テ最高トセシムルコト、右ハ八月二十一日以後賣買ヲ行

フモノヨリ適用スルコト

その後魚の入荷は依然減少してはゐないのである。次に來たのが七十數種の魚類の公定價格制定である。それは九月二十一日から實施された。此の日から魚は中央卸賣市場を忌避して次第に入荷減となつて來たわけである。試みに公定價格の制定が、入荷の上に最も深刻に反映した活魚類に付き、當時より最近までの入荷狀況を大阪市場の實績について示せば左の通りであつて、其の減少振りは洵に驚くべきものゝあることを看取されるのである。

大阪市中央卸賣市場(本場)に於ける活魚取扱量(單位千貫)

月次	本年	前年	對前年減少量	同上減少率
昭和十五年八月	一〇五・二	一一二・三	七・一	〇・〇六三
" 九 月	七八・四	一一八・三	三九・九	〇・三七七
" 十 月	五五・四	一〇二・九	四七・五	〇・四六七
" 十一 月	四三・〇	九三・九	五〇・九	〇・五四二
" 十二 月	二五・五	八三・〇	五七・五	〇・六九三
昭和十六年一月	二一・五	五九・六	三八・一	〇・六三九
" 二 月	一〇・一	三七・二	二七・一	〇・七二九
" 三 月	一八・八	六六・六	四七・八	〇・七一八

二

中央卸賣市場の何處が一體悪いといふのだ。所謂八・一六統制要綱が出ればそれを忠實に守り、手数料も口錢も二

割何分であつたのを一割三分以内に引下げ、仲買業者としては驛参加章を一枚にし、その上専門化によつて自由に買取取することも出来ず、轉賣は禁止された爲め大切な買出人からは魚の種類が揃はぬ爲めに不平の連發で非常な販賣上の打撃だが、之も時局だ忍べるだけ忍べと頑張つてゐるではないか。どの業界でも七分位の利潤は是認されてゐる。魚の場合はその商品の性質上短時間に捌かなければならないので平均すれば三分か四分の利潤にしかあたらない。それに一體仲買人のどこが悪いのだといひ度いと或業者は云つてゐる。又卸賣會社の方でも奨励金・歩戻は廢止されたが手数料は六分に下げられ、然も内一步を市へ納付すれば結局は五分の手取りだ。魚獲量が減少すれば集荷にも多大の費用も要る。三分五厘や三分の營業費は如何に經費を切り詰めても要るのである。手数料さへ低減すればよいではないか。營業權の問題なんかは生産者に何等關係がない内輪のことである。それを云々するのは要らぬお節介だ、卸賣會社を批難するのは殺生だと或る者は云つてゐる。

「昨年の九月あらゆる反對を押し切つて低物價政策徹底のため所謂九・一八の停止價格より除外せられたる鮮魚介類の公定價格が制定せられたのであつたが、配給の統制がこれに伴はなかつた爲め大都市乃至生産地より遠隔の土地、農山村の配給は餘程困難になると共に、小賣人および料理業者の産地買出激増となり、公定價格の維持、勵行も困難となつた。」

と當局はいつてゐるし又

「鮮魚について中央卸賣市場では卸賣會社が六分、仲買人が七分合計一割三分の手數料をとる。これに對して全漁聯の市場外販賣は荷分手数料一分販賣手数料三分合計四分に過ぎない。そこに中央卸賣市場に魚の集まらない原因があるのであるから、若しこの手数料を全漁聯並に引下げれば集荷が容易になる」といふ俗論がある。「市場の出廻り不足である」と云ふことは……戦争が根本原因であつて、手数料の高低ではない。「鮮魚介配給不圓滑の眞原因はもつと深いところにある……出荷ならびに買出の統制を行はずして一律の公定價格制度を實施したところに大なる矛盾があつた。」

と學者は云つてゐる。

凡そ公定價格の制定なき配給、配給統制の件はぬ公定價格制定が無意義といふより寧ろ有害なものであることは世界大戰が既に教へてくれたところである。少しく煩ではあるが今その實例を一、二擧げて見やう。

英國では初期の肉類、フランスでは肉類・牛乳・バター・馬鈴薯に公定價格のみ制定して、配給統制をしなかつた爲め悉く失敗した。即ち「英國では一九一七年肉類の暴騰に押され、急遽肉類の卸賣價格を公定したが、農民の側より激しい反對運動が起つた。其の價格が餘り當時の市價よりも安いとしたのである。農民は不平を以て充分なる供給をしなかつたから、一九一八年の初めには未曾有の肉類飢饉となり、遂に配給統制を行はざるを得なくなつた。フランスでも肉類の價格を公定した。政府は家畜の價格を、縣知事は卸賣價格、そして市町村長は其の小賣價格を公定したのである（一九一八年）。然し家畜飢饉のためそれは容易に守られなかつた。牛乳については早くも一九一六年各縣知事をして價格を公定させた。然しこれ又容易に嚴守されなかつた。産地と消費地の密接せる所では牧畜業者の利益多く、之に反して牧畜業者にとつて不利な地方では牛乳は影をひそめるに至つた。其の他一般にフランスでは其の他の農産品に就ても公定價格を回避する秘密賣買が極めて盛であつて、農民は其のために戦時中利益したと稱せられる程であつた。」

昨年八月以來大阪市中心卸賣市場の生魚仲買人は、自肅委員なるものを選出して價格を或る程度抑制せんとしたが、魚は自肅値を嫌忌して他の市場に逃泳する傾向を示した。然るに一律公定價格が制定されるや、今まで市場に殺到した活魚は先づ有利な方面に逃泳し、締物更に大衆物もそれに續いたのである。之に反して公定價格の制定されざる魚が市場に泳着し、公定價格魚の價格線を荒し、最近では魚類扱業者さへその名を知らぬ魚が大量に入荷し、エチオピア（魚の假名）さへ出現に及んで市場業者・消費者を面喰はせ、その料理法をこれから研究しなければならぬやうな珍現象を呈してゐるのである。又昨年十二月末に正月用として魚の集荷に力め、中央市場改革論者の先を越して仲買人はその口錢を、卸賣會社はその手数料を犠牲にして魚を迎へたが、終に失敗に歸して消費者は淋しい正月を迎へたのである。

3) 本位田祥男氏「世界大戰に於ける食料統制の研究」。

1) 農林省食品局生鮮食料課長西村彰一氏「魚介配給機構の改革」3月20日附朝日新聞東京版。

2) 向井鹿松氏「中央卸賣市場の改革」エコノミスト昭和16年4月7日發行。

「生産及び商業の自由組織に於ては價格のみがその自然的調節者である。其の價格に應じて、需給の自然的調節が不可能となつた場合、國家が意識的に其の需給を調節すべきは當然である。そこに少くとも國家の配給統制の必要がある。勿論其の需要に對する供給の絶對量が不足してゐる時配給統制だけで價格が公正なる點に落着くことを期待する事は出来ない。そこで配給統制と並んで價格が統制されなければ消費者は不當に利益を侵害されるであらう。」配給の自由主義と價格の公定主義には原理的な矛盾がある許りでなく、技術的にも配給が統制されなければ公定された價格を強制する道を缺くのである。⁴⁾

筆者は中央市場へ魚が入荷しない理由を、配給自由主義に依る公定價格制度の實施に全部を歸せんとするものではないが、彼此原因を探索するとき、英佛で行はれた「公定價格を迴避する秘密賣買」の行はれ易い方面を日本の魚も好んでゐるのではないかと思ふ。即ち公定價格制定迄は中央市場は嫌ひだなんかと魚は云つてゐなかつたやうであるから左様に思ふのである。目方の軽い魚が重く優遇されたり、公定價格線を踏破する勇敢な魚がゐたりするのではないか。昨年末の状況を見るに、最終卸價格まで仲買が買はなければならぬ魚の種類は約四割だといふことであつた。又そこまで行つても買へないもの、相當あつて、産地に就て調査するに既に卸最終價格を飛び越えてゐた。産地買出の小賣人・料理屋は更に小賣最終價格で買つてゐるであらうし、又それを飛び越えてゐたとも聞いてゐる。之では中央市場へ來ないのは當然で、中央市場を同じ状態の取引にまで持つて行かなければ解決のつく問題ではないのである。

三

中央市場の各業者が戦時下の配給事務擔當者として政府（當時商工省主管）の指圖通り所謂八・一六統制要綱を遵守してゐることは筆者は寧ろ殊勝であると思ふ。が然し彼等もその機構は改正されなければならないことを充分認識してゐるし、又その決意を有つてゐるものと思ふ。

元來卸賣制度、仲買制度は少くとも大都市に於ては必要なるがために發生したものであつて、之は無用のものだと簡単に云ひ去ることは當らない。從來は有用であつたが今後は、即ち公定價格制定後は、之に手を加へて變質せしめるのだといふのであれば納得出来るのである。それは公定價格制定後は卸賣會社、仲買人の機能は縮減乃至變質しつゝあるからである。誰でもいふことであるが「仲買人の有つてゐた最も重要な評價機能は大半之を喪失した」のであり、此の點は仲買人の弱味である。然しその分荷は今後と雖も重要な機能の一つである。そこに仲買人の強味はある。然し又そのみを以て存在理由とするならば筆者は反對せざるを得ない。何故ならば從來の如く差益商人として自由な販賣を許すときは、好む方面に魚を泳がす傾向が生じつゝあるからである。即ち加工業者・料理店等に優先的に販賣するとか、或は表は別個の仲買人と小賣人であつても、裏ではそれが同一人であつて、それにのみ魚を廻すといふことであれば、何れは消費者の口に魚が入るとしても、それは魚肉が不當に高價になつてゐたり、又消費者に公平に分配されないからである。各都市の業務規程は仲買人の市場外取引行為は禁止してゐる。然し名義を換へての小賣行為は取締の方法が無いのである。事變以來卸・小賣が不明確になつた業界はかなり多い。若しそれと同じ傾向を生じつゝありとすれば、それは變質者であり公益優先の反對者である。戦争は統制を好むが故に鮮魚小賣商も亦中央市場の指定により統制さるゝことゝなつたが、之と連繫するためには明確なる分荷配給人とならなければならぬ。それには個人的配給事務擔當は弊害を生ずるが故に、團體的組織的方法を以てしなければならぬ。此のことは單に取引上の弊害除去の方面のみからだけのことではなく、經營上からも企業合同は産業界の大勢であるからである。然して仲買人の員数の過多であるといふことは仲買人自身も充分承知のことである。

次に卸賣會社に就てであるが、その重要機能の一である集荷機能は「鮮魚介に關しては中央卸賣市場の卸賣會社は

⁴⁾ 本位田氏 同上。

現行のまゝではその機能は發揮し得ない状態にあるといはなければならない」のであり、若し出荷統制が完全になつた場合は更に「それだけ卸賣人の職能が弱められ狭められて来たとも見える」のである。然し集荷機能は縮減されたが、受荷は又何者かゞ之を擔當しなければならぬのであり、筆者はそれを卸賣會社が擔當すべきものであると信ずる。既に仲買人に於て企業合同等により公明なる分荷配給人となり、公益性を多分に有つ以上、卸賣會社は更にその獨占性により確保された地位を官公營に準ずる公益性あるものとしなければならぬ。そこで問題となるのは營業權の銷却と之に關聯して手数料率檢討である。魚飢饉より發生した卸賣會社の手数料低減論、仲買人の縮減論乃至無用論は各卸賣會社、仲買人を刺戟したが、一轉して最近では市場内に於て互に相手方の弱味を指摘して排撃し合つてゐる。公平なる第三者は之を苦笑するであらうし、その結果は兩者無用論も飛ぶ出さんとも限らない。配給自由、價格公定の相矛盾せる政策の檢討を怠つて、兄弟相鬩は徒らに自らの墓穴を互に他をして掘らしめる如きものである。

四

九都市中央市場長は昨年十二月市場關係各官廳に左記の如く事由を具して配給統制の實施、公定價格の再檢討、小賣業の免許制並に市場機構の改革を促したのである。

理由書

政府は戰時下に於ける重要食糧たる生鮮食料品の配給並に價格統制に關する方針確立の爲、曩に三月八日の閣議決定に基き青果物配給統制規則を設け、帝國農會をして重要青果物の大都市出荷割當を行はしめ或は魚菜其他の九・一八停止價格除外の生鮮食料品の價格を公定し、更に「生鮮食料品の配給及價格の統制に關する件」を決定し以て卸賣市場機構内各機關の整備を行はしめんとせられたり。即ち各都市中央卸賣市場に於ては開設者は勿論各業者共政府の指示に基き銳意價格の抑制、機構の改革に努力し今や産、配給並に消費を一貫包含して革正せざれば到底不可能なるや明白なり。

各都市中央卸賣市場に於てはその内部機構の改革に努力しつゝあるは前述の如くなるも、公定價格設定後は各業種品目共或はその配給経路に混亂を生じ或は生産減少となり、今や都市民は生鮮食料品の無秩序と無統制なる都市流入と偏頗なる配分消費に困惑しつゝあり。即ち中間業者保護の爲めにせよ階段式公定價格の設定は却て中間業者を配給系統より排撃するの結果となり、遠隔地生産者は直接小賣商或は業態不鮮明なる卸兼仲買人へ配流して各自己の利益を擁護し、又生産地附近小賣商は生産地に出自をなして運賃又は容器代を負擔してその集荷に狂奔しつゝあり。又所謂場外業者間或は小賣業者間には此の混亂期に乗じて單に自己保全の爲め恣意的に團體を結成して所謂中間利潤を排除して公益に盡すと稱し、世人亦此の言に眩惑されて之を以て妥當なるものなるかの如く考ふるものあり。然も之が消費者に何等利益を齎らし居らざるは最近の生鮮食料品の卸物價指數の下落にも不拘小賣物價指數の之に即應せざるを見ると明白なところなり。今や戰時下食料配給は高度に計畫的秩序のなるべきに却て逆に無計畫的無秩序的なる状況を暴露しつゝあるは誠に遺憾に堪へざるところなり、今その主なるものを述べんに次の如し。

の發生

一、公定價格内に於ける各地の生産地價格設定の不徹底不統一による大消費都市への入荷減少從て集荷上の無理より生ずる闇價格

の發生

二、魚類の如きは小賣商料理店等の産地買出の激成と之に伴ふ加工による不當利得者の發生從つて計畫集荷配給機關たる中央卸賣市場への入荷減少

三、小賣商組合その他團體の進出組合取扱品目外の市場取扱品目の集荷販賣による市場機構の攪亂

四、場外業者の跋扈による綜合的計畫集荷配給の阻害

五、貯藏政策を考慮せざる公定價格の爲消費の自然的促進と季節的偏頗

六、仲買人等の中間機關整理に關する指示なき爲め徒に業者を混亂不安状況に陥れたること

は生産者の爲に危険負擔し以て評價配分して需給の調整を圖り來れり。その間或は危険負擔と表裏して投機的なるものありと雖此は所謂自由主義經濟の本質として從來の取引上には一般業界に於ても亦當然認められたるところにして、之あるが爲めに亦適機なる貯蔵を得て需給調整も可能なるを得たるなり。若し夫れ全國各地より無秩序無計畫にして膨大なる出荷物の市場殺到とその腐敗性高き商品の短時間に於ける評價零細なる小賣商への適宜なる配分等による需給調整機能を考ふる時大都市市場に於ける卸、仲買機關の功は没すべきにあらずして中央卸賣市場法の制定の意義も亦茲に存したるなり。

雖然今や高度國防國家建設の爲め、各種經濟機構の新體制確立は必至なるが故に各都市中央卸賣市場は開設者各業者共に進んでその機構改革に没頭専念しつゝあり。而して八・一六統制要綱による改革は前述の如く市場の根本改革には觸るゝこと少く、之のみにては畢竟業者の自衛的避難的な經營改善を以て糊塗するのみにて、到底國家目的に副ふ戰時下食糧配給機能を完遂することを得ず、されば各市場は卸仲買等の整理統合の具體的方法並に技術の研究等につき眞摯なる熱意を有ち、又之が實施實現に對する非常なる決意を有するものなるが、國防國家に於ける都市食糧の計畫的配給を整備する爲めには市場機構の改革と相併行して關係各方面の改革を要望して已まざるなり。即ち

- (一) 今や政府は更に「生活必需物資の統制」に關する勅令要綱を決定し、生産配給消費を通じて一貫的統制を爲さんとせらるゝは實に機宜を得たる處置にして眞に喜びに堪へざるところなり。而して各都市中央卸賣市場は市民に對し食糧配給上の重大責任を有するものなるが故に、此の際その配給を高度に計畫的ならしむるため政府に於ては物資の偏流偏配を招來せしむる虞ある段階式公定價格に付き再檢討し以て生鮮食料品配給の圓滑を圖り、併せて前述の如き中間業者排除なる美名の下に配給機構を徒に困亂せしめ、且つ其の間不當利益收得の餘地あらしめざることを期せらるゝを焦眉の急なりと思料す。
- (二) 次に青果物に於ける配給統制規則の運用を一層徹底遺憾なきを期せらるゝと共に、鮮魚、鹽干魚等その他の生鮮食料品に付ても右に倣ひ中央卸賣市場への一元的出荷を爲さしむる樣統制の強化を實施せらるゝを急務なりと認む。
- (三) 尙無計畫集荷をなす市場取扱品目商業組合の設立に付嚴重監視し以て之が設立を阻止し、又既設商業組合の市場取扱品目の追加取扱を取締り場外業者の單に利潤追求のみによる無計畫配給の防止を圖るを要望して止まざるなり。
- (四) 更に各種不振並に嚙牲商工業等よりの無經驗者が、その避難場所として生鮮食料品小賣商に轉業することに依りて生ずる價格、その他の統制違反並に攪亂及び之に伴ふ膨大なる小賣商群の發生とその經營維持難を防止するため生鮮食料品小賣部門に免

許制を實施し、以て指定小賣商組合を強化し尙小賣卸賣の各限界を明確ならしめ小賣商を保護すると共に無計畫的荷引を爲さざらしめんことを切望す。

然る上は中央卸賣市場機構整備と相俟つて、市場業者は安定意識の下に適正價格の維持並に配給の重大責務を遂行し得べく、他方生産者消費者も一聯關の下に政府の意圖に副ひ得ると共に他面其の惠澤に浴し、臣道實踐の誠を致し得るものなりと思料し、之が實現方を至急御考慮を求むるものなり。

此の一連の事項を併行實施するにあらずれば、結局魚はいつまでも中央市場を忌避するであらうし、闇は更に深くなるであらう。徒らに相手を傷け倒したものは獨り蕭然とすることとなるであらう。

五

四月一日を以て必需品統制令に基き鮮魚介配給統制規則は公布、即日實施さるゝこととなつたが、之に因て生産地の出荷統制及消費地の配給統制は一應出來ることとなり、更に農林當局は公定價格の追加並に修正せらるゝやに仄聞するが、若し之らが速かに實現さるゝならば筆者等の主張は大部分通るわけであるが、同規則に基き消費市場地域に設置される鮮魚介配給統制協會は、その役員會に於て卸賣市場機構の改善方策の審議をすることとなつてゐるから、此の各協會に於て卸賣會社・仲買人に關する問題は取上げられることとなるであらう。然して事實問題として又困難なる問題として卸賣會社の資本の問題、仲買人員數に關する問題は議論の中心になるであらう。手數料及口錢の問題は運賃のプール計算と共に厄介な問題ではあるが解決は速いのではないか。其他小賣業者の免許制實施による配給統制の強化、消費地卸賣市場に於ける冷凍貯藏設備の活用による需給の調節、魚類品目間に存する價格不均衡の是正等は共に消費都市に於ける魚類配給の圓滑を期する上、今後に貽された問題であるが、最早與へられたる紙面も盡きたので之らの問題に對する論及は他の機會に譲ることとする。(一六・四・一六稿)

青果物の生産配給事情と諸問題

天明 郁夫

はしがき

第一次世界大戦を契機として生まれた青果物の生産者共同販賣、中央卸賣市場、小賣公設市場等の配給諸施設は今次事變勃發以來夫々その機能の發揮強化に努めて來たが、最近の緊迫せる戰時經濟は更に進んで根柢から之等配給機構の再編成を要求しつつある。元來青果物配給問題は非常に複雑で専門的知識を要する關係上、從來永く一般識者の批判の眼から逃れて居て外部からの刺戟が少く、爲めに世間から置き去りにされ様としてゐたのであるが、前記の様な情勢で漸く一般の研究對象として採りあげられるに至つたことは洵に喜ばしい次第である。よつて以下私は職場に山積する諸問題を斷片的に取出して、愚見を添へつゝなるべく説明抜きで結論だけを簡単に紹介して大方の指數を乞ふこととする。

青果物生産趨勢

第一表及び第二表の青果物作付面積變遷狀況の表は全部の種類を網羅するものではないが、最近十年間に於ける青果物生産の一般趨勢を見るには足りると思ふ。先づ甘藷・馬鈴薯を除く一般蔬菜は、昭和七年より作付面積が増加し

始め、その間多少の消長はあつたが昭和十年迄増加の一端を辿つた。然るに昭和十二年即ち事變勃發と同時に急に停頓して十四年迄その儘續き、昭和十五年の統計は未だ一部しか判明しないが(越瓜・胡瓜・南瓜・茄子・トマト)それ等は十四年以來の價格騰貴の刺戟にも拘らず極く僅かではあるが減少を示し始めた。大根や菜類も十五年度は氣候適順の爲め生産量は多かつたが作付面積は確かに減つてゐる。而して十六年以降は如何といふに全面的に蔬菜の作付減少を來すことと推測される。勿論農林省は昭和十六年度も引續き三十七萬二千圓の豫算を以て必需蔬菜の生産改善獎勵及び多收品種普及促進等の生産確保を圖ることとなつてゐるが、それは米麥等の主要食糧作物と異り作付面積はその儘にして單位面積收量の増加を期するものであつて、多くを期待出来ない。一方蔬菜類は他の農産物よりも手間不足・肥料その他資材不足及び輸送不圓滑等の悪影響を最も鋭敏に受け易く、加ふるに今迄唯一の生産促進劑たる價格騰貴も昨年八月の公定價格設定によつてその力を失つてしまつた。それどころか大根や菜類は昨秋來大豐作の結果價格が下落した。そして右諸原因の結果昭和十六年の蔬菜の作付面積が全面的に減少することは疑ないところである。

もつともその減少程度は極端なことはないと思ふが、増加する需要との比較に於てその相對的供給不足は憂慮すべきものがある。尙蔬菜の各種類間に於ける轉換異動は甚だしいものがあるであらう。又別表(一)によると甘藷・馬鈴薯も昭和十三年より作付面積が減少したが、一步突込んで原料・代用食用の急増を考へると、蔬菜としての甘藷・馬鈴薯は昭和十四年には既に相當大きな減少を來してゐることが全部の統計數字だけからでも推定出来る。昭和十六年は兩者ともに非常な増産を來すことは自明の事實であるが、之は蔬菜としての増加でないところである。尙第一表を一見すると越瓜・里芋・蓮根等の在來蔬菜が十年一日の如き状態であるに反して、トマト・玉葱・甘藍等の所謂洋食向き蔬菜が激増してゐることは興味深い事實であるが、今は觸れないことにする。

次に果樹の作付面積は第二表によると最近十年間逐年増加を續けて來た。然し最早臨時農地等管理令によつて新植

1) 昭和16年2月1日勅令第14號として公布即日實施せられ、同勅令による作付の制限禁止に關し3月24日付で農林次官から地方長官に依命通牒が發せられた。

を制限されることとなつたから今後減つても殖えることはない。生産量の方は漸次新植果樹園が結果年齢に達するに従つて今後當分の間は増加する筈であるが、一面肥料農薬等の不足の影響が次第に強く現れて來るであらうからあまり期待出来ない。今後の相對的供給不足は蔬菜以上のものがあると想像されるが、蔬菜程の必需品ではないから差支あるまい。

第一表 最近十年間に於ける主要蔬菜作付面積の變遷 (單位千町歩)

	五昭和	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	昭和五年を基準とする十四年の指數
胡瓜	一七	一八	一八	一九	一九	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一一八
越瓜	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	一〇〇
南瓜	二〇	二一	二二	二二	二二	二二	二四	二五	二四	二四	一一〇
茄子	二八	二八	二九	二九	二九	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	一〇七
トマ	二	四	五	七	九	九	一〇	一〇	一〇	一〇	五〇〇
大根	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇八
蕪菁	九	一〇	一〇	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一一
にんじん	一〇	一〇	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一三
牛蒡	一六	一六	一六	一六	一七	一七	一七	一七	一七	一八	一一三
里芋	五一	五二	五三	五三	五三	五三	五四	五三	五二	五一	一〇〇
蓮根	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	一〇〇

葱	一八	一八	一八	一九	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一一一
玉葱	七	七	八	九	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一六一
甘藍	八	九	九	一〇	一〇	一一	一一	一一	一二	一二	一五〇
漬菜	三九	四〇	四二	四三	四五	四六	四六	四七	四六	四七	一一一
合計	一〇〇	九九	一〇二	一〇五	一一一	一一三	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五

甘藷	二六二	二六五	二六八	二七二	二六八	二七八	二八五	二八九	二八二	二七八	一〇六
馬鈴薯	一〇四	一〇六	一一二	一二九	一三六	一四〇	一五三	一七一	一六二	一六六	一六〇

西瓜	二二	二五	二七	二八	三〇	三〇	二八	二七	二六	二五	一一四
甜瓜	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	一〇〇

〔備考〕(一) 本表は農林統計により作成した。

(二) 甘藷及び馬鈴薯は重要な蔬菜であるが、農林統計に於ては原料用食用(代用食用・蔬菜用)の區分が無いから、茲ではその作付全面積を別表(一)として掲げた。

(三) 農林統計に於ては西瓜、甜瓜(まくわうり)が蔬菜中に載つてゐるが、兩者は消費目的より見れば果物であるから茲では別表(二)として掲げた。

(四) この外豌豆、蠶豆、落花生、菜豆等も農林統計に載つてゐるが、蔬菜用はその一部分に過ぎないから本表より之を除外した。

第二表 最近十年間に於ける果樹栽培面積の變遷 (單位千町歩)

	五昭和	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	昭和五年を基準とする十四年の指數
桃	七	七	七	七	七	七	六	六	六	六	八六
櫻桃	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇〇
枇杷	三	三	三	三	三	三	四	四	四	四	一三三
日本梨	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一〇〇
西洋梨	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・四	〇・四	〇・五	一六四
林檎	八	八	八	九	一〇	一一	一一	一二	一三	一三	一六三
柿	四	五	五	六	八	八	四	四	四	四	一四四
葡萄	七	七	七	八	八	八	八	八	八	七	一〇〇
蜜柑	二	二	二	二	二	二	三	三	三	六	一四一
ネーデル	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一〇〇
夏橙	五	五	五	五	五	五	四	五	六	六	一一〇
その他の柑橘	三	三	三	三	三	三	三	三	四	四	一一〇
合計	一・一〇・三	一一・三	一四・三	一八・三	二三・三	二七・三	二八・三	一三三・四	一四一・四	二八・五	二八
指數	100	101	104	107	111	114	116	110	113	115	—

東京市政調査會

(備考) (一) 本表は農林省園藝農産物要覽により作成した。

(二) 梅は用途から見ると果物でないから之を除いた。

青果物の價格事情

先づ第三表によつて昭和十四年六月以降の價格狀況を見るに、蔬菜は十四年の半ば以後急激に上昇して十五年三月指數三四八に達し、その後一旦下落したが再び八、九月二九九に騰貴し、その後は八月二十一日指定の公定價格の制限と大根菜類等の下落とに因る影響により急落して十二月には二〇九となり、十六年一月には十五年三月の半分以上の一五六に下落した。蔬菜價格の變動の大なること驚くべきものがある。又同一時期にも種類によつて價格事情の相違著しいものがある。例へば東京に於て十六年三月上旬頃の大根卸賣價格一貫匁十四錢、小賣價格は市價百匁四錢(公定價格百匁五錢)であつたが、甘藷・馬鈴薯・胡瓜等はそれから卸賣價格が小賣公定價格についてしまつてゐた事實がある。果物の方は十五年四月頃迄は一進一退の狀態であつたが、十五年の五月より急騰して七月には指數二四〇に達し、爾後漸落して年末には二〇六に下がつたが、十六年一月また二二八とはね上がった。而してこの第三表の日銀卸賣物價指數との比較は青果物の價格が割高であるとの一般の説を裏書きする様であるが、事變前の基準はその儘鵜呑にすることは甚だ危険である。特に蔬菜に付ては注意を要する。第四表はその爲めの參考に掲げたものであるが、本表に於て基準を昭和四年に採つたのは經濟恐慌直前の最も安定した時と思はれるからである。先づ日銀卸賣指數を見ると昭和四年の一〇〇が昭和六年には七〇に激落し、以後年々恢復して事變前(自十一年七月至十二年六月)には完全に昭和四年の位置に復し、昭和十二年から百匁を突破して十四年には一二六、同十五年には一四二に達した。従つて一般物價に關する限り、大ざつぱにいふと事變前には既に恐慌前の狀態に復してゐたといふことが出来る。果物に付ては、

一般物價に比べると恐慌當時に於ける下落率が低く且つ恢復も早くて事變前の昭和十一年には九七に、
 には一〇六に達し、昭和十四年には日銀指數の一四二に對し、昭和十四年七月
 指數一九七（第三表）を示すに至り、確かに果物は一般物價より割高であるといへる。然るに蔬菜は、昭和四年の
 〇〇が同七年には大幅に四割も下がつて六〇となり、十年迄は一進一退の状態が進み、事變前には日銀指數の一〇〇
 に對し七四迄恢復したに過ぎない。そして昭和十四年に至り漸く一〇五に達したのである。従つて事變前を基準とす
 る昭和十六年一月の指數一五六（第三表）は、之を昭和四年を基準として見れば一一七位に當る譯で日銀卸賣指數一
 三六よりもずっと低いことになる。要するに果物は事變前を基準として騰貴率を見てもよいが、蔬菜は事變前基準指
 數を二割五分許り割引して見るか又は昭和十四年を基準として比較すべきものであると思ふ。
 尚青果物の價格に付て注意すべきことは、實際の市價が公定價格より低いことであつて、東京大阪に於ける十五年
 九月から十二月迄の調査によると、八割乃至九割位になつてゐる。之は公定價格指定の際既に豫想されてゐた通り商
 品としての青果物の特異性の現れであつて、公定價格が高過ぎる爲めではない。

第三表 東京に於ける 青果物卸賣價格指數と日銀卸賣物價指數との比較（帝國農會調査）

昭和十四年	事變前同月基準		日銀卸賣指數 (事變前同月 基準換算)		事變前同月基準		日銀卸賣指數 (事變前同月 基準換算)
	蔬菜	果物			蔬菜	果物	
六月	一七五	一三九	一一四	〃	九月	一八八	一六七
七月	一四三	一二六	一三八	〃	十月	一八五	一五三
八月	一七四	一七一	一三五	〃	十一月	一九三	一五二

自十四年一月平均 至十四年十二月平均	一六六	一三二	一四五	七月	二七六	二四〇	一五五
昭和十四年十二月	一六六	一四〇	一二七	八月	二九九	二一五	一五二
昭和十四年十一月	一九九	一五二	一四二	九月	二九九	一八九	一五三
昭和十四年十月	二九七	一六九	一三八	十月	二五三	二三五	一五五
昭和十四年九月	三三八	一三七	一三〇	十一月	二四一	二〇三	一四五
昭和十四年八月	二七七	一七三	一二七	十二月	二〇九	二〇六	一四六
昭和十四年七月	一九九	二一七	一二九	昭和十五年平均	二六一	一九七	一四二
昭和十四年六月	二二七	二二八	一二九	昭和十六年一月	一五六	二二八	一三四

第四表 東京神田青果市場に於ける 青果物卸賣價格の變遷と一般物價との比較（昭和十五年三月）

昭 和	年				
八 七 六 五 四	年 年 年 年 年				
		蔬		菜	
價 格		指 數		果 物	
九 七 四		一 〇 〇		一 五 七	
六 四		六 六		一 五 七	
六 七		六 九		一 五 八	
五 九		六 〇		一 二 八	
六 四		七 一		一 〇 一	

〔備考〕（一）神田市場は高級品の扱が多い。従つて本表に現れた事變後の騰貴率は一般より多少高い筈である。

（二）昭和十五年の日銀指數（昭和四年基準換算）は一四二である。

次に農産物の價格統制に當つては、一般物價及び農業必需品との釣合を考へると同時に、農産物相互間の關係を考慮する必要があるが、青果物に付て具體的に之を論ずることは極めて困難且つ大きな問題である。よつて茲には一つの資料として第五表を掲げるだけに止める次第であるが、之によると青果物が穀類に比し割高だといふよりも、寧ろ穀類がその他農産物や無機肥料以外の農業用品・家計用品より割安だといふ方が妥當であらう。

序でながら、青果物の公定價格に付ても、各取引段階毎に銘柄等級別に定めよとの一部の人の意見は、配給機構の根本的改革整備を完了せざる限り實行不可能であるといふことを書き添へて置きたい。

[illegible]

〔備考〕（一） 神田市場は高級品の扱が多い。従つて本表に現れた事變後の騰貴率は一般より多少高い筈である。

（二） 昭和十五年の日銀指數（昭和四年基準換算）は一四二である。

次に農産物の價格統制に當つては、一般物價及び農業必需品との釣合を考へると同時に、農産物相互間の關係を考慮する必要があるが、青果物に付て具體的に之を論ずることは極めて困難且つ大きな問題である。よつて茲には一つの資料として第五表を掲げるだけに止める次第であるが、之によると青果物が穀類に比し割高だといふよりも、寧ろ穀類がその他農産物や無機肥料以外の農業用品・家計用品より割安だといふ方が妥當であらう。

序でながら、青果物の公定價格に付ても、各取引段階毎に銘柄等級別に定めよとの一部の人の意見は、配給機構の根本的改革整備を完了せざる限り實行不可能であるといふことを書き添へて置きたい。

第五表 昭和十五年に於ける農村物價騰貴狀況

家計用品			農業用品			農產物										種別	
光熱品	家具什器	被服身廻品	食料用品	建築用具	農業機械具	飼料	有機質肥料	無機質肥料	礦工業品	畜産物	繭類	果物類	蔬菜類	豆類	麥類	米類	(梗)
一九三	一八八	二一二	一九一	一七二	二一二	一五〇	二〇〇	二三七	一二二	一八〇	一五五	一九八	二〇四	一八七	二二八	一五三	一三八
一四〇	一三六	一五四	一三八	一一五	一五四	一〇九	一四五	一七二	八八	一三〇	一一二	一四三	一四八	一三六	一六五	一一一	一〇〇
六種	六種	二十二種	十六種	セメント、釘、針金	十七種	硫酸ニコチン、硫酸銅、ホルマリン、生石灰	麩、米糠、配合飼料	大豆粕、菜種粕、棉實粕、鰯粕、鯨粕	硫安、石灰窒素、過磷酸、硫酸加里	繩、叭	肉豚、牛乳、兔毛皮、鶏卵		梨、蜜柑、りんご	甘藷、馬鈴薯、大根、里芋、白菜	大小豆	大麥、小麥、裸麥	

昭和十二年
基準指數

同價との比較上

備考

本表は帝國農會「農村物價調査」より作成した。

青果物の出廻状況

關東關西五大都市の昭和十五年度に於ける青果物入荷數量は第六表の通りで、十四年に比べると蔬菜四分果物一割五分、兩者合せて七分の増加を見た。更に金額は合計二億二千九百萬圓に達し、五割三分の大幅の増加となつた。こ
こで注意すべきことは、數量全體としては七分の増加となつてはゐるが、都市別に見ると東京大阪に於てのみ數量が
増加し、他の横濱京都は蔬菜が又神戸は果物が却つて減少してゐる點である。價格騰貴をも考慮に入れると、東西兩
大都市の需要の違さ、殊に果物の需要激増には驚くべきものがある。そしてこの情勢を以て見ると、今後中小都市に
於ける旅荷の入荷不足が憂慮される。

第六表 昭和十五年關東・關西各中央卸賣市場に於ける青果物入荷状況

市 場 ・ 品 目	數 量		金 額		備 考
	昭和十五年	十四年との比較	昭和十五年	十四年との比較	
東 京	五六四 千箱	五%	七三 百萬圓	五〇%	
京 都	一七九	三三	五三	六四	
横 濱	七四四	一一	一六	五六	
神 戸	二〇	六	八	五四	
大 阪	八八	四	一三	五九	
計 果 蔬					
計 果 物					

東 京	計 果 蔬	計 果 物	計 果 蔬	計 果 物	計 果 蔬	計 果 物
大 阪	計 果 蔬	計 果 物	計 果 蔬	計 果 物	計 果 蔬	計 果 物
神 戸	計 果 蔬	計 果 物	計 果 蔬	計 果 物	計 果 蔬	計 果 物
合 計	計 果 蔬	計 果 物	計 果 蔬	計 果 物	計 果 蔬	計 果 物
東 京	六五	二二	八八	二五二	一〇五	三五七
大 阪	二二	八	二五	三一	二五	四九
神 戸	七五	六	五	五	九	四九
神 戸	四〇	六	二	二〇	一	四八
神 戸	一一五	二	一	二	四	四八
神 戸	一〇二四	四	一	二	四	四九
神 戸	三六八	一五	一〇〇	五七	五七	五七
神 戸	一、三九二	七	二二九	五三	五三	五三
計 合						

〔備考〕(一) 本表は各市場開設者の調査を取纏めたものである。

(二) 東京の果物三三%の増加は金額に比して稍々多過ぎる様に思はれる。調査方法の變更があつたのかも知れない。

出荷統制の状況

青果物の出荷統制は、その腐敗性の故に農産物中最も困難である。然し大正七年創設された農會の販賣斡旋所²⁾の指導によつて却つて他の農産物に先んじて生産者出荷統制が發展し、昭和五年以後數年間の恐慌の苦難は絶好の試練と

(2) この20年の歴史を持つ帝國農會販賣斡旋所は最近その事業が販賣斡旋より出荷統制に轉換したのに應じて昭和16年2月帝國農會支所と改稱された。

なつてその強靱な發達を促すことゝなつた。而して事變勃發するや、青果物出荷統制に關し世人が未だ等閑視してゐる際既に之が對策の必要なるを認め、昭和十四年五月の道府縣農會販賣幹旋主任者協議會の決議により、青果物の生産確保及び出荷配給の調整に付き鋭意努力すべきことを期すると共に、生産より小賣配給に至る迄の諸對策に關し政府に要望するところがあつた。之に對し當時外部には、あまり先走り過ぎるやうに評する向きもあつたが、その年の年末から青果物の價格騰貴が問題となり、爾來政府は對策攻究の結果、翌十五年三月閣議に於て生鮮食料品に關する價格對策要綱が決定し、七月に至り農林省は輸出入品等臨時措置法に基き青果物配給統制規則³⁾を制定して、系統農會をして出荷統制の衝に當らしむることとなつたのである。よつて系統農會は直ちに諸般の準備を整へ、九月以降矢つぎばやに配給統制命令の出たりんご外八品目につき出荷統制に着手して現在に至つた。その一月までの成績は第七表の如くであつて、所謂場外入荷を考慮に入れても計畫と實際入荷との間に相當の開きがある。特に一月以降の甘藷馬鈴薯に付ては消費者に甚だしい拂底を感じしめたことは遺憾である。今後一段の努力と青果物配給統制規則の強化との必要を痛感する。

尙この表には現れてはゐないが、今回の出荷統制に於て計畫的に鐵道の交錯輸送を避けたことは大きな副産物であつた。

第七表 自昭和十五年九月 至昭和十六年一月 青果物出荷統制狀況 (帝國農會調)

品 目	指 示 數 量	實 際 入 荷 數 量	仕 向 先	品 目	指 示 數 量	實 際 入 荷 數 量	仕 向 先
甘 藷	一六、五一二 ^{千匁}	一三、五〇五 ^{千匁}	六大大都市、北海道	甘 藍	八、四六五	七、三三八	同 前

馬 鈴 薯	五、二六七	四、〇八七	六大大都市、關門地方	白 菜	三、八一九 ^{千匁}	三、四九八 ^{千匁}	同 前
大 根	二四、三五六	一五、九五九	東京、横濱、京都、大阪、神戸	り ん ご	二、七九四 ^{千匁}	二、三九一 ^{千匁}	六大大都市、關門地方、北海道
白 葱	四、三一一	四、一三七	同前及北海道	蜜 柑	三、八一六 ^{千匁}	三、六七九 ^{千匁}	同 前
玉 葱	四、九八三	四、八八六	六大大都市、關門地方				

〔備考〕(一) 指示數量とは青果物配給統制規則・第二條により帝國農會が道府縣農會へ出荷を指示した計畫數量であつて、出荷先は都市單位となつてゐる。

(二) 實際入荷數量は中央卸賣市場又は指定市場に入荷した數量で、所謂場外入荷は含まない。

(三) 本表では朝鮮・滿洲國向け及び種用馬鈴薯の分を除いた。

生産及び配給上の諸問題と管見

(一) 生産確保に付て 青果物が今後相對的に不足し、更に絶對的減少の虞すらあることは前述の通りである。しかもこの際果樹の新植禁止や西瓜・甜瓜等の作付制限は當然の措置である。然し必需蔬菜に付ては綜合的農業計畫生産の一部として一層計畫的に積極的に生産確保を圖るべきであると信ずる。尙その特殊對策として大都市の近接地方に蔬菜地帯を設定することも國土計畫上考慮すべきではないか。そして都市に於ては之に對し尿尿の供給、出荷輸送の便宜供與等十分な施設を講ずべきであらう。

又必需蔬菜の生産確保に付ては、後述の如き方法によつて價格安定保障が望ましいし、更に事態によつては契約栽培増進進む必要も豫想せられる。

(二) 出荷統制に付て 先づ生産者の共同出荷の普及徹底を圖らねばならぬ。そして之を組織化し且つ相當の實行

³⁾ 昭和 15 年 7 月 10 日農林省令第 56 號。

力を持たせる爲め各種出荷團體を以て郡單位の聯合體を構成せしめ、之を配給統制規則第五條の指定出荷者となすべきである。但し共同計算に付ては成るべく府縣單位に擴大することが望ましい。

尙出荷統制に關聯して産業組合の問題がある。從來産業組合はあまり青果物の販賣に關與してゐない。といふよりも出来なかつたのである。然し今後は規格の統一、價格變動の縮小、出荷の計畫化等によつて、産業組合が働き易くなつて來ることは確かである。従つて産業組合を利用出来る場合は十分この利器を活用すべきである。だが經濟更生運動華かなりし頃の様に、無批判に産業組合利用を押付けることは禁物である。又地域的全體統制を超えて組合独自の孤立的系統々制を圖る様なことがあれば全體の統制の破壊である。共に注意すべきことである。

青果物の共同計算は最近漸次普及して、宮崎縣農會の如きは全縣一圓を區域として百數十萬圓の共同計算を實施してゐる程であるが、出荷の計畫化を行ふ爲めには徹底的な普及を圖らねばならぬ。

出荷統制と商人との關係につき昨年來の實狀をみるに、指定出席者以外の產地商人及び都市からの買出商人は一部府縣に於て甘藷・馬鈴薯の移出許可制のある場合を除き、集荷上何等の制限なく行動し、又指定出荷者たる產地商人も出荷計畫の指圖は受けるが、集荷は自由に行つて生産者の共同出荷を亂し、時には指圖自體を輕んずる傾きすらある。何れも出荷統制上大の支障となつてゐる。故に商人の集荷出荷は之を制限することが必要である。即ち配給統制命令品に付き(一)指定仕向先地區の統制市場以外の者の產地買付の禁止、(二)指定仕向地以外の地區の者の產地買付の許可制、(三)指定出荷者以外の縣内の者の產地買付及び縣外出荷の許可制並に指定出荷先地區に對する出荷禁止、(四)指定出荷者たる商人に付ては出荷計畫の指圖の外に產地買付の方法を指定し得ること等の措置が必要であつて、之に應ずる青果物配給統制規則改正乃至運用強化の速かなる實現が望ましい。

出荷計畫の樹立は極めてむづかしい仕事であるが、生産事情の調査と需要の測定を綿密正確に行つて周到確實なる計畫を樹立しなければならぬ。この點未だ遺憾の點が多い。

圓ブロック向青果物中、蜜柑・夏みかんに付ては貿易組合法により、又馬鈴薯・玉葱に付ては圓ブロック輸出調整令によつて統制を受けてゐるが、青果物の圓ブロック向輸出は内外地の需給對策と共に綜合的統制を必要とする點と又事務的便宜から見て、青果物配給統制規則の改正に依り之を内外地向統制と共に一元的に取扱ふべきである。

荷造用資材は出荷統制の指圖を實行するに必要な最少限度の量を確保すべきだが、他面之等資材節約の爲め選別等級及び木箱の種類を徹底的に整理する必要がある。又空箱回收を極力行はねばならぬ。共に既に實行中ではあるが、今後は強制手段を必要とするであらう。

鐵道輸送に付ては、昨年來出荷計畫と配車計畫との間に緊密な連繫が保たれてゐるが、今後一段の完璧を期し度ゝ輸送用のガソリンの不足は止むを得ないことであつて今後の青果物生産計畫を決定する諸條件中最も重要なものの一つであるが、之が配給に付ては農會に計畫せしむるのが最善の方法であらう。

(三) 卸賣市場に付て 先づ中央卸賣市場の卸賣會社を根柢より改革して公益機關化しなければならぬ。その爲めには、監督權の強化も必要であらうが、更に進んで中央市場に法的根據を持つ強力な委員會を設けて、卸賣會社の事業の運営、經營方法、利益金處分條件等を決定させることと度い。そしてこの委員會には生産者、卸賣人、小賣人、消費者の各代表を参加させる。かうすれば屢々主張される様な生産者團體の資本参加の必要はない。

次に卸賣會社の資本金の大部分を占める老舗料の現物出資は、斷然之を整理すべきだと思ふ。昭和十四年の調査によれば、東京市中央卸賣市場の七青果會社の拂込濟資本金は合計約二千三百萬圓、この中現金出資は僅かに約百五十萬圓で、残りの九割餘は老舗料による現物出資である。そして年百八十萬圓の利益を擧げてゐる。ところが、この現物出資は卸賣會社經營上全然必要が無いものであるし、且つその出資者は(一部株式異動のものを除き)矢張青果物卸

賣事業に従事してゐるのである。よつて實際には別段の斟酌を要する點もあるであらうが、原則的には速かに整理すべきものと信ずる。もつとも卸賣會社の理事者や従業員は十分優遇して生活の安定を保障し、且つ青少年には専門家として又社會人として必要な訓練を與へたい。

又卸賣會社は京濱・京阪神の如きは夫々一會社に統合する必要がある。

所謂場外問屋行爲は配給統制上一切之を禁止すべき必要はあるが、中央卸賣市場の機構改革と相伴はなければ無意味である。

尙都市着荷品の分場配給所に對する小運送は、東京の如きは各驛所屬の運送店によつて擔當されてゐるが、この輸送機關は市場の一施設として平均運賃で行ふべきものであり、その方法としては卸賣會社が實費で擔當するのがよからう。

仲買人は之を廢止する。之は既に論議の時期を過ぎて實行の時機に移つてゐることであるから今さら贅言の必要は無からう。但し轉業の仲買人は全く同情に堪えないから、一般的轉業施設の外に市場としても十分な補償を與ふべきである。

地方の中小都市に於ける卸賣市場も今後需給が逼迫するに相違ないし、又公正な取引を勵行させる必要があるから、之を速かに法規により全國的に統一的に整備するを要する。

中央卸賣市場の卸賣手数料に付ては、先づ現行手数料六分中一分は天引し低物價政策に資する事業に對する補助金と爲さしむることとなつてゐるが、低物價政策の費用を出荷者に負擔せしめるのは不合理である。この一分の天引は直ちに撤廢すべきものである。

又手数料は種類によつて區別し、例へば必需蔬菜三分、普通果物四分、高級蔬菜果物五分といふが如くに定めるこ

としたい。尙手数料に關し、大阪青果會社相談役角谷諦次氏は、之を買手からも徴すべきものなりと年來主張して居られるが傾聽すべき議論だと思ふ。

中央卸賣市場の使用料に付ては出荷者方面で前から問題になつてゐる。現在各都市中央卸賣市場に於ては、建設當初は多少市費の繰入をするものもあるが、原則としては卸賣業者から徴する賣場使用料と賣上高の千分の四の市場使用料によつて市場運営費と市場建設費の償還に充てゐる。ところが、この市場建設費の償還は、その公益的施設なることと又その敷地は市の永久財産となる點より見て、之は市の一般經費より賄ふべく、それに應じて使用料を輕減して卸賣手数料引上げに資せしむべしといふのである。昭和十六年度の東京市中央卸賣市場の豫算を見ると、使用料及び手数料収入が約二百萬圓であるが、事業費は百五十萬圓に過ぎず、この残額の五十萬圓は市債収入七十五萬圓と雜收入五十萬圓と併せて市債償還費百七十八萬圓に充當する様な勘定になつてゐる。ともかく外部から一見すると、市は一文も使はず、市場を開設し得る譯で、經費關係だけから見ると市營の意義がないといふのは都市財政の素人にとつては確かに一理ある様である。

以上卸賣會社の現物出資の整理や市場の使用料輕減が出来た場合、卸賣會社は現金出資に對し十分な配當をしてもなほ相當な餘剰がある筈である。然し之をその儘手数料輕減に充てゝは妙味がない。之はプール計算の意味で特別の基金を設けて必需青果物殊に蔬菜類の價格安定又は出荷統制に資せしめることも一案であらう。

(四) 小賣配給機構に付て 小賣機構は青果物配給機構中最も未開拓な分野であつて、こゝに大道が開かれぬ限り遡つて卸賣及び出荷に關する問題の根本的解決は不可能である。さういふ意味に於て出荷統制に關係する我々としても小賣配給機構の整備に多大の關心を有するものであつて、今後の小賣配給は、町内會・隣組との密接な連絡の下に再編成せられた組合組織に於て、計畫的に且つ共同計算制の下に之を實施すべきものなりと信じ、その速かなる實現

を望んでやまない次第である。

最後に取引方法及び價格決定方法に付ても改むべき點が多々あるが、それは配給機構整備の程度に相照應して決めらるべきものであり、又進んで計畫的なものに向はしむべきであると思ふ。

以上要するに、青果物配給問題は極めて特殊な事情を有つことは事實であるが、それを楯にとつての偷安は許されない。最近の需給事情は一時小康を得て居るが今後の逼迫は必至であり、今こそ根本的な機構整備斷行の秋である。

青果の生産及び出荷統制

木 村 靖 二

一 青果類の生産諸條件

こゝに青果類とは、蔬菜果實類を指すものである。總稱して園藝農産物であるが、元來、園藝農産物の生産は、都市近郊地帯又は立地條件のよい地方に特産的に發達し、極めて勞力集約的な商品生産である。即ち、事變前に於ける調査によれば、東京中央卸賣市場に出荷された甘藷のうち八二％は埼玉・神奈川・千葉の近縣産で占められ、馬鈴薯は五〇％前後が東京・埼玉物、西瓜は五四％まで茨城・東京・千葉産で、南瓜は五六％まで千葉・東京産、白菜は六〇％まで茨城・東京産、甘藍は三八％まで東京・静岡産で、それ／＼占められてゐる。また蜜柑は八三％まで静岡・和歌山・愛媛産で占められ、夏蜜柑は八〇％を愛媛・静岡で、苹果は九五％を青森で、梨は七〇％を神奈川・千葉で、葡萄は八〇％を山梨で、柿は四〇％を福島で、栗は五二％を茨城で、桃は六〇％を神奈川で、それ／＼占めてゐるのである。これ等の都市近郊地帯または特産的に發達した地方に於ける當該青果類の商品化率は極めて高く、果實類では七・八〇％以上、蔬菜類でも六・七〇％以上に及び、全國的に觀ても、相當の高率である。例へば、事變前帝國農會調査によると、果實六種平均の全生産高と販賣數量の割合は七六％、蔬菜十二品目平均では四一％に上り、大阪市場に仕向けられる近郊農村では蔬菜九種平均の商品化率が八七％に及んでゐる。この傾向は、事變後更に促進されてゐる。

る。試みに、昭和十三年度（十三年二月より十四年二月まで）農林省「農家經濟調査」を見ると、蔬菜の商品化率は、自作農六・八八％、自作兼小作農五九・九％、小作農七一・六％三者の平均六七・一％となつて居り、果實の商品化率は自作農九二・〇％、自作兼小作農が九三・二％、小作農九二・〇％、三者の平均九二・五％といふ高率を示してゐる。

このやうに、都市近郊と特殊の地帯に發達した商業的農業が、勞力的に高度の集約性を示し、栽培に多かれ少かれ特殊の技術を要することはいふまでもない。蔬菜栽培の季節性を調整する商業的促成栽培や、土地の利用度を高度に高め數種の蔬菜を組合せ輪作するいはゆる高速度栽培等に、特殊の技術と勞力集約が伴ふことは、こゝに具體的事例を示すまでもない。また、果樹栽培に於ける整枝・剪定・袋掛・藥劑防除・撰果等が、勞力集約的な特殊技術に屬することも同様である。この點で、蔬菜・果實の生産が、先づ時局の制約をうけること必至である。ことに、股販産業の興隆目覺しき都市近郊農村が、勞働力の轉出による影響を蒙ることは著しい。

單に、勞働力ことに技術勞働力の減少による影響ばかりでなく、栽培面積の減少が不可避免的に現はれる。これは主體的條件としても、經營主の應召・轉出により、また家族雇人等技術勞働力の應召・轉出後の補充難により現はれる。

しかし、それよりも強力に作用することは、客觀的な情勢即ち政府の獎勵にもとづく米麥等の主要食糧及び酒精原料用甘藷・馬鈴薯、纖維作物等、時局作物の増産計畫の遂行により、蔬菜・果樹栽培の轉換を餘儀なくされること。この作付統制は農會法の改正、臨時農地管理令等の法制的措置によつても補強される。最近の米穀事情は益々この情勢を強めつゝあり、既耕地に於ける作付統制の發動は最早や回避的なものである。この作付轉換による蔬菜果樹栽培の減少傾向以外に、更に股販産業の發展による休閑地・荒廢地の増加によつても蠶食されざるを得ない。農林省調査によれば、内地に於ける耕地の擴張は、事變前の昭和十一年までは年々五萬町歩前後に上つてゐたが、事變後三萬町歩臺に減少してゐる。これと反對に、耕地の潰廢面積は、事變前の二萬町歩から急増して、十三年には約五萬町

歩、十四年には三萬一千町歩に上り、工場・建物敷地・宅地等に潰されるものが最も多い。休閑地の如きも、工場その他住宅敷地として休閑される面積が、十四年には三十一萬四千二百町歩、十五年には三十九萬五千町歩に、また將來工場その他住宅地となる豫想で休閑地となつたものが、十四年に十萬八百町歩、十五年に二十四萬一千町歩といふ驚異的な數字を示してゐる。勿論、これに拍車を加へたファクターは田畑賣買價格の昂騰である。勞力不足による荒廢耕地も、十五年に全部耕作を廢止したものが九萬七千町歩、裏作のみを廢止したものが十萬二千町歩に上つてゐる。（二・一四東朝）これ等の荒廢、又は休閑による園藝作物の作付減少が相當の面積に上るであらうことは後段に議する。

次に、青果類の生産條件をマイナスするものは肥料及資材關係である。元來、わが國に於ける重要肥料の需給は、事變前三ヶ年平均（昭和十一年）に於て、硫安は八〇八千噸の生産に對し、消費は九四九千噸、差引一四一千噸を輸移入に依存し、過磷酸石灰は生産一、四五〇千噸、消費一、二五七千噸で、若干の輸移出餘力を保有したが、この原料の大部分は輸入である。石灰窒素は二九一千噸の生産に對し、消費は二五〇千噸で四一千噸の供給餘力を持ち、加里鹽は生産三・三千噸、消費一八八千噸で殆ど輸入依存であつた。配合肥料は八七一千噸の生産をもつて七八四千噸の消費をカバーして來たのである。従つて、蔬菜果樹の栽培にも、自給肥料以外に相當の販賣肥料が投下されてゐたこと勿論である。然るに、事變後これらの重要肥料及その原料は軒並み減産若しくは輸入減を來しこゝに數量を明示することは差し控へざるを得ないが、その需給は極めて窮屈となつたのである。かくて、昭和十四年から肥料配給割當制度が確立され、いはゆる重點主義の配給が行はれ、米麥には所要量の八〇％、その他農作物には所要量の六〇％として、消費を規正した。十五年秋肥に於ても、無機質窒素肥料は麥作所要量の八五％、その他作物六五％、無機質磷酸肥料は麥作に一〇〇％、その他作物に八〇％、加里鹽は麥作に八〇％、その他作物に六〇％といふ配給率で、

増産計畫の框外には、すされた蔬菜果樹は全く自給肥料依存に迫り込まれてゐるのである。この點でも生産條件は頗る悪い。これは戦時食糧の確保上、米麥第一主義を採らざるを得ない情勢から觀て不可避的である。その他生産出荷・資材に於ても同じやうな結果となつてゐる。例へば蔬菜果樹の栽培には、相當大量の病蟲害防除用の薬剤が消費され、又收穫物の荷造りには釘・針金類が使用されるが、これ等も相當に規正されてゐる。

たゞ、生産條件に於て有利となつた點は、價格の昂騰である。生鮮食糧品が、その特異性の故に、また價格公定の技術の困難さのために、一般物價政策から孤立し、寛大に放置された結果、極めて著しい昂騰を來したことは周知の如くである。だが、この昂騰が必ずしも生産者の手取りを、それだけに高めたかといふことは疑問であり、寧ろ、自由主義殘渣の取引段階・市場機構に依存する商業利潤に貢獻した割合が極めて大きかつたかも知れぬ。消費者が不當に高いものを食はされたといふことは間違ひなく。

註(1) 農林省「東京・大阪市場青果物出廻状況調査」、木村靖二「農村協同資本の展開」三六七頁以下参照。

(2) 帝國農會「農産物配給調査」、東畑教授「日本農業の展開過程」、木村靖二「農村協同資本の展開」参照。

(3) 農林省「重要農林水産物増産計畫概要」、木村靖二「日本戦時食糧政策」参照。

(4) 改正農會法によつて、農會に作付統制の權限が與へられた。(帝國農會報第三十卷第五號木村靖二第七十五議會の諸立法) 國家總動員法第十三條第一項及第二項の規定に據る臨時農地管理令(昭和十六年二月一日施行)によれば、農林大臣又は地方長官は、農地の權利者に對し、農作物の種類、地域などを指定して、作付を制限又は禁止することができる。本令第十條第一項による不急農作物の作付制限及禁止については三月廿七日付次の農林次官通牒が發せられてゐる。

(一) 田の主作としては稻以外の作物を新に栽培することは之を禁止すること。但し既往に於て稻以外の作物の繼續栽培の實績を有する者が、其の範圍内に於て當該作物を栽培する場合、旱害の發生等已むを得ざる事由ある場合は此の限に在らざること。

(二) 田に作付する西瓜、甜瓜、花卉等の不急なる作物は既往の實績如何に拘らず之を制限すること。田に作付する藟、七島藟、杞柳等は當該田に之等を作付することに依り主作としての稻の作付に支障ある場合に於ては之等の作付を制限すること。

(三) 畑作に關しては果樹、茶樹、桑樹、桐樹、竹等の新樹を禁止すること。但し改植は此の限りに在らざることを。

畑に作付する西瓜、甜瓜、系瓜、落花生、花卉等の不急なる作物は之を制限すること。

(四) 前各號の場合に於て特別の事情に依り地方長官の許可を得たる場合に於ては右の制限禁止に拘らず作付を爲すことを得るものとする。

(5) 日本勸業銀行調査によれば、昭和十五年三月現在に於ける田畑賣買價格は、普通田反當六八七圓、普通畑四二二圓(全國平均)で、前年同期に比し、普通田は一九・三%、普通畑は二三・〇%の騰貴を示してゐる。而して、十四年三月當時の對前年同期騰貴率は、普通田一一・〇%、普通畑一二・八%であつたから、事變後の騰貴率は加速度的に昂騰したことが判る。(勸銀各年報告参照)

(6) 木村靖二「日本戦時食糧政策」一〇三頁以下、全購聯「戦時下の肥料界」参照。

二 青果類生産の動向

以上の如き生産諸條件のもとに、事變後に於ける青果類の生産は、果して如何なる動向を示しつゝあるか。もとより、農産物は天候依存の生産であり、普通作物例へば米作の如きものにあつては、農林省農事試験場その他試験機關の豐凶考照試験成績を綜合して見れば、先づ六、七〇%は天候に依存し、肥培管理その他人為依存率は三、四〇%を出でないものであるから、青果類と雖も、一部の溫室促成栽培を除けば、矢張り天候による影響によつて豐凶があるわけである。従つて、前項に觀たやうな生産條件が直ちに、生産の上に現はれるとは限らない。いま、このことを念頭に置いて、生産の實績を展望して見ようと思ふ。

先づ、青果類の生産數量及び生産價額について、大正十四年乃至昭和四年の五ヶ年平均を一〇〇とする指數をもつ

て示すと第一表の如くである。

第一表 青果類の生産数量及同價格指數

種別	昭和十年	十一年	十二年	十三年	十四年
果實生産數量	一三六・九	一・八七	一三五・八	一三四・六	一四六・六
同價格	九八・三	一〇三・七	一六・七	一四五・九	一九八・三
蔬菜生産數量	一一一・三	一二八・八	一三三・四	一二八・一	一二六・三
同價格	八〇・三	八九・九	一〇〇・八	一一一・九	一五二・二

備考 本表は農林省調査による。蔬菜の價格指數中には花卉を含む。

即ち、第一表によれば、永年性作物たる果樹栽培に於ける生産數量は、自然的生産條件に恵まれてか、事變後の指數は上向を示し、十四年指數は十二年に對し一〇・八の増大を示した。更に價額に於ては實に八一・六を高めてゐる。然るに蔬菜生産數量に於ては、事變後の停滯著しく、十二年に一三三・四の高指數を示して、以來漸減して十四年は七・一の減産となり、價額に於て五一・四を高め、經濟的には數量減をカバーしてゐるが、戦時副食物及び國民保健の見地から問題の伏在を示唆してゐる。幸ひに蔬菜類は、種類間の代用が自由であり、人參がなければ牛蒡や大根で間に合はせるといふ工合に、消費に於ける横轉性に富むので絶對的需給が問はれない氣安さがある。だが、このことは生産を野放しにして置いてよいといふ理由にはならない。蔬菜類生産數量の減少傾向から觀ても、生産に計畫性を與へ、國家的見地から作付統制を行つて、戦時下に於ける國民保健上、また副食糧の確保上、計畫生産をなすべき必然性をもつものである。果實類に於ても同様である。民度の一般的向上の視角から、また保健上及び銃後生活の安定上から觀ても、特殊のものを除けば、最早や果實類は生活必需品である。果實類を贅澤品とする素朴的な考へ方から、永年性果樹の栽培を普通作物に轉換すべしとの議論もあるが、遽かに同意し難い。大都市の店頭から果實といふ果實

が姿を消したり或は不心得な純綿物探しをやる様に、果實を追ふて探し求めるやうな事態が起つたとしたら、その影響は測り知れない。極めて稚説のやうだが、果實類も亦生活必需品であることを首肯する以上、その生産にも計畫性を與へる必要がある。

いま試みに、昭和十四年に於ける果實・蔬菜類の生産状況を、前年と對比してその増減率を見れば第二表の如くである。

第二表 果實・蔬菜の生産増減比 (昭和十三年對十四年)

果實類				蔬菜類			
種類	樹數	收穫高	價額	種類	作付反別	收穫高	價額
梅	一・八	一・八	二・三	豌豆	三・二	一二・七	二・三
桃	〇・三	〇・二	五・〇	蠶豆	七・〇	二・一	二・六
櫻桃	〇・四	一・四	二・〇	菜豆	九・四	一一・四	一・二
枇杷	三・三	七・五	三・六	胡瓜	〇・二	〇・二	二・〇
日本梨	一・二	二・二	三・五	越瓜	〇・五	二・九	一・六
苹果	三・〇	一・三	四・〇	南瓜	〇・二	〇・一	二・五
生柿	一・五	七・〇	三・三	西瓜	三・八	三・八	二・五
葡萄	四・〇	一・二	三・九	甜瓜	三・八	一・八	二・三
ネーブル	一・九	五・八	九・五	茄子	〇・二	一・九	二・四
夏蜜柑	八・五	一・六	四・〇	蕃茄	一・〇	六・一	三・〇
其他柑橘	二・四	三・六	二・八	甘藷	一・四	八・一	四・二
西洋梨	八・五	一・〇	三・五	馬鈴薯	二・六	一・九	四・一

備考 本表は農林省調査による。○は減

第二表の如く、果實類にあつては、永年性作物だけに樹數の減少は比較的少いが、その收穫高に於ては、減少したものが、壓倒的に多く、たゞ價格の昂騰によつて生産價格は例外なく著増してゐる。これに反して蔬菜類は作付反別の減少したものが壓倒的に多く、收穫高は増加したものが多く、價格に於ては例外なく増大した。

三 青果類の配給統制

時局下に於ける青果類の生産諸條件及び生産事情が既に前述の如き動向を示し、その價格が昂騰の方向に野放しとなつてゐる以上、これが配給及價格の統制が應急的にもせよ、要請されることは當然である。そこで、政府は昭和十五年三月八日の定例閣議に於て、生鮮食料品の配給並に價格に關する統制大綱を決定したのである。即ち、『生鮮食料品の配給機構及價格の現狀に鑑み、應急的措施として六大都市等に對する出荷並六大都市等に於ける卸賣及小賣の配給機構を合理化し、各段階に於ける口錢手数料の低減を圖り以て價格の低廉と配給の圓滑を期し國民生活の安定を計るは焦眉の急務なりと認め、内外地を通じて出荷を統制し、圓ブロッコ地區にまで統制を擴大することゝなつたのである。勿論、生鮮食料品とは蔬菜及生果實、魚介類である。では、どのやうにして統制を實施するのかと言へば、青果類については、先づ、全國地方に於て主務大臣の指定する統制法人（註、農會）をして、（イ）出荷又は販賣先に關する事項、（ロ）出荷又は販賣時期及數量に關する事項を統制させ、（ハ）生産者の共同出荷事業及附帶施設の助成、統制法人に所要の權限を附與し又は配給統制委員會を設くる等、右方策の實施に必要な事項を臨時措置法に基く省令を以て規定することゝした。更に、六大都市その他特に必要ある地域に於ける卸賣市場・小賣市場・仲買人・小賣商の組合等をして、行政官廳の監督指導の下に、價格の低廉、配給の圓滑を圖る爲、次の方法を講ぜしむることゝした。

ゝした。

（一）卸賣市場（イ）卸賣市場卸賣人の販賣については、買付品は糶賣によらず適正なる販賣を爲さしむると共に、受託品についても必要に應じ不當の騰貴を抑制するため適當なる措置を講ずること。（ロ）卸賣人の販賣手数料に關し歩戻の廢止、奨励金の廢止、使用料の低減等に依り手数料の低減を圖ること。（ハ）荷卸料及場内運送費の低減をなすこと。（ニ）卸賣市場卸賣人の産地買付は特に必要ある場合の外成るべく制限すること。（ホ）仲買人の販賣については口錢の最高を定めしむること。（ヘ）卸賣市場仲買人の専門化を圖り仲買人の轉賣を防止すること。

（二）小賣市場・小賣商（イ）小賣市場出店者及び一般小賣商の販賣については、毎日の最高價格を定めこれを勵行せしむること。（ロ）小賣市場の使用料の低減を圖るため經營の合理化をなすこと。（ハ）小賣市場の普及擴充を圖ること。（ニ）共同運搬等共同施設を講ずること。

一方、生産確保の施設を講ずると共に、生産確保に必要な資材の配給を圓滑にし、運送の圓滑運賃の低減、消費節約等についても充分研究することゝした。このやうな閣議決定に基いて、農林省では青果物價格統制のために、出荷・配給の統制を行ひ需給の適正を期し、卸賣價格の不當な騰落を防止して平均化することにより、基準小賣價格の決定を容易にすることを企圖した。また、六大都市その他必要ある都市に於ては、青果物中、大衆的な惣菜類は適正價格による小賣販賣を行はせるため、仲買組合と小賣組合の出資によつて小賣會社をつくらせ、この會社が毎日販賣するものゝうち、一定數量を、その日の卸賣市場に於ける出來相場によつて卸賣市場仲買人から仕入れ、この仕入値に適正口錢を加へた額で專屬の配給店に賣らせることとした。

このやうな應急措置が採られ、中央卸賣市場の卸賣人の手数料は從來の一割から六分に引下げられ、仲買人の口錢

も最高七分に制限され、八月二十一日（昭和十五年）には、商工・農林兩省告示第十一號をもつて、蔬菜及果實小賣公定價格が、制定されたわけだが、出荷統制については、輸出入品等臨時措置法に基づく農林省令第五十六號「青果物配給統制規則」が七月十日（十五年）公布施行されたのである。以下、その要點を示すことにする。

先づ、農林大臣が青果物の需給調整上必要と認めた場合は、帝國農會に對して、青果物の種類を指定して配給統制を命ずる。帝國農會はこの命令を受けると、當該青果物の出荷、出荷先、出荷數量、出荷時期等について配給統制計畫を樹て、農林大臣の承認を受けるのである。この適用を受ける青果物は、甘藷・馬鈴薯・エンドウ・ソラマメ・インゲンマメ・キウリ・カボチャ・スイカ・トマト・大根・カブラ・ニンジン・ゴボウ・里芋・レンコン・ネギ・タマネギ・キャベージ・ハクサイ・ホウレンソウ・フキ・ウド・百合根・ウメ・モ・櫻桃・ビワ・梨・リンゴ・柿・ブドウ・ミカン・ナツミカンが指定されてゐる。（昭和十五年七月十日農林省告示第三百十九號）この内、リンゴ・ミカン・キャベージ・ハクサイ・甘藷・馬鈴薯・白葱・タマネギ・大根の九品目について、十五年九月乃至十月より十二月乃至十六年四月に至る統制命令が發せられ、更に本年三月二十六日の馬鈴薯（出荷先、六大都市、關門地方、朝鮮、關東州、滿洲國、上海）タマネギ（出荷先、六大都市、北海道、關門地方、朝鮮、關東州、滿洲國、上海）については引續き、また、キウリ（出荷先、六大都市、關門地方、朝鮮、關東州、滿洲國）カボチャ（同上）スイカ（同上）の三品目に對しては新に統制命令が發せられてゐる。これ等の統制命令による配給については、帝國農會長を會長とし出荷關係者・道府縣農會長・全販聯會長・日柑聯會長・帝國農會幹事長又は幹事・市場關係者・輸送關係者・學識經驗者・關係官廳係官を以つて構成する青果物配給統制中央委員會の議を経て中央配給統制計畫が樹立され（出荷先・同數量・同時期を關係道府縣別に決定）、農林大臣の承認を経て發動するわけである。配給計畫の要件たる出荷先としては、六大都市、關門地方（下關・門司・小倉・八幡・戸畑・若松）、北海道（函館・小樽・札幌・旭川・釧路・帶廣・室蘭・岩見澤・根室）等の大消費地が

指定されてゐるが、必要あらば朝鮮・關東州・滿洲國・中華民國等の外地及圓ブロック地域にも及ぶわけであり、出荷時期は月別又は旬別に計畫される。

このやうにして配給計畫が決定されると、帝國農會は、これを關係道府縣農會に出荷先・出荷時期・出荷數量等を指示する。道府縣農會では、この指示に基づいて地方配給統制計畫を樹て、地方長官の承認を受ける。この地方配給統制計畫も、中央の組織に準じて構成する道府縣青果物配給統制委員會の議を経て決定されることになる。

次に、地方長官が當該道府縣に於ける青果物の需給調整上必要ありと認めた場合は、道府縣農會に對して、配給統制命令を發することもできる。この場合は、豫め農林大臣と充分連絡打合をして、中央の配給統制と矛盾しない限界内でその道府縣内の主要消費地に對する出荷に關し、前記農林省告示で指定された品目の中から種類を指定して發令されるのである。道府縣農會がこの命令により配給統制計畫を樹てる場合も、大體前記同様の手續をなすわけである。

中央の指示により、又は地方長官の命令によつて、道府縣農會が配給計畫を決定し、長官の承認を得たならば、道府縣農會はその計畫に基いて、指定出荷者（青果物の出荷者又はその組織する團體で地方長官から指定されたもの）に對して青果物出荷に關し必要な指圖をする。この場合、指定出荷者が、町村とか部落區域の小團體であれば、建前としては道府縣農會が直接出荷の指圖をなすのであるが、郡市農會をしてその地域内の指定出荷者に指圖をさせることができる。この指圖によつて、初めて荷が動くことになる。指定出荷者がこの指圖に従はず統制を案することがあれば、この統制規則の母法たる臨時措置法に問はれることになるが、地方長官としては、地方配給統制計畫の遂行上、とくに必要と認めた場合は、青果物の出荷者に對して、出荷に關し必要な事項を命ずることができる。この權限は、指定出荷者に對して發動するばかりでなく、指定以外のすべての出荷者に對しても青果物の種類、時期を限つて命令する

ことができるから、一般的な統制破りを防止する傳家の寶刀として効果的なものである。

註 農林省令第五十六號をもつて、昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條の規定により定められたる青果物配給統制規則を示せば次の如し（昭和十五年七月十日公布施行）京阪神市場（關西市場研究會）では、（イ）指定出荷以外は指定都市に對してのみ出荷し得ること、（ロ）指定都市における荷受者は常農において指定すること、（ハ）指定都市以外に出荷する場合出荷者は當該府縣農會長の承認を得ることを主張して本規則の改正を要請してゐる。

青果物配給統制規則

第一條 農林大臣青果物ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ帝國農會ニ對シ青果物ノ種類ヲ定メ其ノ配給ニ關シ必要ナル統制ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトアルベシ

帝國農會前項ノ命令ヲ受ケタルトキハ當該青果物ノ出荷、出荷先、出荷數量、出荷時期其ノ他ノ事項ニ付配給統制上必要ナル計畫ヲ定メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

本側ノ適用ヲ受クル青果物ハ農林大臣之ヲ指定ス

第二條 帝國農會前條第二項ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該計畫ニ基キ關係道府縣農會ニ對シ必要ナル指示ヲ爲スベシ

道府縣農會前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ其ノ指示ニ基キ前條第二項ノ規定ニ準ジ必要ナル計畫ヲ定メ地方長官ノ承認ヲ受クベシ

第三條 地方長官當該道府縣ニ於ケル青果物ノ需給調整上特ニ必要アリト認ムルトキハ道府縣農會ニ對シ青果物ノ種類ヲ定メ其ノ配給ニ關シ必要ナル統制ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

道府縣農會前項ノ命令ヲ受ケタルトキハ第一條第二項ノ規定ニ準ジ必要ナル計畫ヲ定メ地方長官ノ承認ヲ受クベシ

第四條 農林大臣又ハ地方長官第一條第二項、第二條第二項又ハ前條第二項ノ承認ヲ爲シタルトキハ其ノ旨公示ス

第五條 道府縣農會第二條第二項又ハ第三條第二項ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該計畫ニ基キ青果物ノ出荷者又ハ其ノ組織スル團體ニシテ地方長官ノ指定スルモノ（以下指定出荷者ト稱ス）ニ對シ青果物ノ出荷ニ關シ必要ナル指圖ヲ爲スベシ

道府縣農會特ニ必要アリト認ムルトキハ郡農會又ハ市農會ヲシテ前項ノ指圖ヲ爲サシムルコトヲ得

第六條 指定出荷者前條ノ規定ニ依ル道府縣農會又ハ郡農會若ハ市農會ノ指圖ヲ受ケタルトキハ之ヲ遵守スルコトヲ旨トスベシ

地方長官第二條第二項又ハ第三條第二項ノ計畫ノ實施上特ニ必要アリト認ムルトキハ青果物ノ出荷者ニ對シ當該青果物ノ出荷先、出荷數量、出荷時期其ノ他ノ出荷ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第七條 農林大臣又ハ地方長官ハ青果物ノ出荷者ニ對シ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ其ノ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲スコトヲ得（以下略）

以上は、青果類配給（出荷）統制の筋道を示したに過ぎないが、これによつて、青果物の需給を適正に導き、卸賣價格の不當な騰落を抑制して平均化し、小賣基準價格の決定を容易にしやうとする意圖に基づくものである。だが、これだけでは、青果物の配給統制は生産者の手から卸賣市場に至る一半の過程を擔當したに過ぎない。市場から消費者の手に渡る配給が残されてゐる。肝腎の卸賣市場が、自由主義機構のまゝに取り残されてゐたのでは問題は解決しない。そこで、政府は市場機構の改革を企圖してゐるわけだが、この機構再編成の如何によつては、生産から市場までの前記配給統制が活殺されることになる。

四 結び（市場機構の改革）

こゝで卸賣市場の改革が命題となるわけだが、もはや與へられた紙數もつきたので、こゝでは政府の既に公にした（十五年八月商工省「生鮮食料品ノ配給及價格の統制に關する件」）改革の意圖を示すに止めざるを得ない。

先づ、卸賣人販賣方法は、從來の躰賣建前を排して、保存性の強い比較的規格の統一された品目、例へば苹果・玉葱・馬鈴薯の如きは定價賣、保存性が強く規格の不統一なものは、ほぼ同一程度の規格品毎に價格と數量の入札賣、入札價格同一の時は割當とし、その他の品目は躰賣とする。次に卸賣人の販賣手数料は、從來取扱高の割とし、卸賣人はこのうちから、出荷者別に賣上高の五厘以内の出荷獎勵金を生産者に返却し、仲買人・買出人にはその取扱高の二分五厘乃至三分を歩戻の名目で與へ、更に、市場賣上高の約六厘を市場施設の使用料として開設者に支拂つて來たので、卸賣人の實際手取高は取扱高の五分五厘乃至六分五厘見當となる。そこで、前記の出荷獎勵金や歩戻の慣習

を廢し市場施設の使用料も低減すると共に、經營を合理化して營業費の節減を行へば、一割の現行手数料は相當壓縮し得ることになる。政府はこの手数料を最高六分とし（卸賣人の手取を五分、低物價政策に資する事業に對し補助をなさしめる費用として開設者納付二分）、仲買人の口錢を七分に規正して、差當り六大都市に實施することとした。だが、これがどう具體化するか、未だ批判の實體が現はれてゐない。その他の市場機構に關しても、多くの問題が懸案とされ種々の意見が現はれてゐる。例へば京阪神市場では、市場外取引を禁止し、配給機構を一元化して、消費地産地とも仲買業者を廢止し立賣人制度を全廢すること、小賣商の買出人ブロックの設定、買出人買受市場の統一、小賣業者の免許制及産地買出しの禁止、公私設小賣市場の整備増設、卸小賣會社への割當配給等を主張してゐるが、これ等の諸問題についてはこの割愛せざるを得ない。（一六・四・三）

註（一） 中央卸賣市場法による中央卸賣市場は東京に本場一、分場五（青果卸賣會社數九）、大阪に本場一（青果卸賣會社數一）、神戸に本場一（青果卸賣會社一）、京都に本場一（青果卸賣會社一）、高知に本場一（青果卸賣會社一）、佐世保に本場一（青果卸賣會社一）、鹿児島に本場一、分場一、（青果卸賣會社一）ある。地方卸賣市場は約二千、公設小賣市場は六大都市に一二、私設小賣市場は一、四六〇に上つてゐる。



昭和十六年六月二十日印刷
昭和十六年六月二十五日發行
「生鮮食品出賣配給施設問題」
移定價金五十錢

東京市麹町區日比谷公園二番地
編纂兼 發行者 菅 原 忠 治 郎

東京市京橋區築地四丁目四番地
印刷者 鈴 木 茂

發行所 財團 東京市政調査會

配給元 日本出版配給株式會社
東京市日比谷公園市政會館
振替口座東京七一六〇九番
東京市神田區錦町二ノ九

刷印社會式株刷印間三屋中

OHZ

974

IZ

4